

平成30年（2018年）

第1回定例会

議案の内容

町田市議会事務局調査法制係

042-722-3111
内線 4717・4718

第1版 2018.3.5 調製

平成 30 年(2018 年)第 1 回町田市議会定例会日程

※3月2日(金)告示 議案配付

月	日	曜日	摘 要	備 考
3	9	金	本会議(議会構成)	
	10	⊕		
	11	⊖		
	12	月	本会議(議会構成)	
	13	火	本会議(包括外部監査結果報告・補正予算・施政方針・新年度議案)・議会運営委員会	請願・陳情受付締切 午後5時
	14	水	議案説明会・議会運営委員会	
	15	木	議案説明会(予備日)・全員協議会	質疑通告締切 午後3時
	16	金	議事整理	一般質問通告締切 正午 一般質問打ち合わせ 午後2時～午後5時
	17	⊕		
	18	⊖		
	19	月	本会議(質疑)・議会運営委員会	議員提出議案提出締切 午後零時50分
	20	火	総務・健康福祉・文教社会・建設常任委員会	4 常任委員会同時開催
	21	⊗		
	22	木	総務・健康福祉・文教社会・建設常任委員会	4 常任委員会同時開催 即決請願の議員提出議案 提出締切 午後零時50分 委員会提出議案・委員会提出の議員提出議案提出締切 委員会終了の2時間後
	23	金	本会議(表決・一般質問)・議会運営委員会	
	24	⊕		
	25	⊖		
	26	月	本会議(一般質問)	
	27	火	本会議(一般質問)	
28	水	本会議(一般質問)		
29	木	本会議(一般質問)・議会運営委員会		

平成30年第1回定例会は、3月9日（金）に招集され、3月29日（木）までの21日間の会期で開かれます。

審議される案件は、予算12件、条例22件、その他が18件となっています。

予算案は、平成30年度（2018年度）町田市一般会計予算などが上程されています。条例案は、町田市外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例などが上程されています。

その他、市民から提出された請願等が上程されます。

◆ 議案の内容 ◆

- 第1号議案 平成29年度（2017年度）町田市一般会計補正予算（第5号）
- 第2号議案 平成29年度（2017年度）町田市国民健康保険事業会計補正予算（第3号）
- 第3号議案 平成29年度（2017年度）町田市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第4号議案 平成29年度（2017年度）町田市介護保険事業会計補正予算（第2号）
- 第5号議案 平成29年度（2017年度）町田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）
- 第6号議案 平成29年度（2017年度）町田市病院事業会計補正予算（第1号）
- 第7号議案 平成30年度（2018年度）町田市一般会計予算
- 第8号議案 平成30年度（2018年度）町田市国民健康保険事業会計予算
- 第9号議案 平成30年度（2018年度）町田市下水道事業会計予算
- 第10号議案 平成30年度（2018年度）町田市介護保険事業会計予算
- 第11号議案 平成30年度（2018年度）町田市後期高齢者医療事業会計予算
- 第12号議案 平成30年度（2018年度）町田市病院事業会計予算

第 1 3 号議案 町田市外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例

※ 地方自治法の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第 1 4 号議案 町田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

※ 固定資産評価審査委員会の運営を円滑に行うことを目的として、書記を 3 人を超えて置くことができるようにするため、所要の改正をするものです。

第 1 5 号議案 町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

※ 子どもの看護休暇の取得要件を緩和するため、所要の改正をするものです。

第 1 6 号議案 町田市手数料条例の一部を改正する条例

※ 土壤汚染対策法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第 1 7 号議案 町田市障がい者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

※ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。

第 1 8 号議案 町田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例

※ 介護保険法及び厚生労働省令の改正に伴い、指定居宅介護支援事業所の指定等の権限が東京都から移譲されるため、制定するものです。

第 1 9 号議案 町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

※ 介護保険法及び厚生労働省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第 2 0 号議案 町田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

※ 介護保険法及び厚生労働省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第 2 1 号議案 町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

※ 国民健康保険法及び地方税法の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。

第 2 2 号議案 町田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

※ 高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。

第 2 3 号議案 町田市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

※ 介護保険法施行規則の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。

第 2 4 号議案 町田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

※ 厚生労働省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第 2 5 号議案 町田市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

※ 委員の定数を増やすため、所要の改正をするものです。

第 2 6 号議案 町田市青少年問題協議会条例を廃止する条例

※ 町田市子ども・子育て会議にその所掌事務を引き継いだことにより、町田市青少年問題協議会の所期の目的を達成したため、本条例を廃止するものです。

第 2 7 号議案 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

※ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「認定こども園法」という。)の改正に伴い、関連する規定を整理するため、所要の改正をするものです。

第 2 8 号議案 町田市子ども発達センター条例の一部を改正する条例

※ 支援の対象者の範囲を拡大するため及び施設の名称を改めるため、所要の改正をするものです。

第 2 9 号議案 町田市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例

※ 工場立地法の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。

第 3 0 号議案 町田市道における道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例

※ 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。

第 3 1 号議案 町田市多摩都市モノレール基金条例

※ 多摩都市モノレール線を町田市方面に延伸するために必要な資金を積み立てることを目的として、町田市多摩都市モノレール基金を設置するため、制定するものです。

第 3 2 号議案 町田市営住宅条例の一部を改正する条例

※ 公営住宅法の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第 3 3 号議案 町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

※ 「町田都市計画まちだテクノパーク地区地区計画」の都市計画変更及び「町田都市計画小山片所地区地区計画」の都市計画決定に伴い、関連する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第34号議案 町田市立公園条例の一部を改正する条例

※ 都市公園法施行令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第35号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

※ 2018年度及び2019年度の後期高齢者医療保険料の軽減に係る経費を各区市町村の一般財源から負担金として支弁するため、規約変更をするものです。

第36号議案 鶴間公園整備工事請負契約

※ 町田市と東京急行電鉄株式会社が官民連携・共同して進めている「南町田拠点創出まちづくりプロジェクト」における「鶴間公園・融合ゾーン魅力創出事業」の一環として鶴間公園を再整備するため、工事請負契約を締結するものです。

第37号議案 普通財産の貸付について

※ 株式会社町田新産業創造センターに対して、普通財産である土地を無償にて、また、家屋の創業支援事業に係る部分については減免して貸し付けるものです。

第38号議案 町田市公共下水道事業に関する業務委託契約

※ 公共下水道事業計画区域内における污水管及び雨水管の整備事業の一部について、業務委託契約を締結するものです。

第39号議案 町田市公共下水道根幹的施設（鶴見川クリーンセンター）の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定

※ 鶴見川クリーンセンター水処理設備更新工事の工事完了による協定金額の精算に伴い、協定を変更するものです。

第40号議案 平成27年度町田市公共下水道根幹的施設（成瀬クリーンセンター）の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定

※ 成瀬クリーンセンター管理棟耐震補強工事、自家発電設備更新工事の工事完了による協定金額の精算に伴い、協定を変更するものです。

第41号議案 町田市公共下水道根幹的施設（成瀬クリーンセンター）の建設工事委託に関する協定

※ 成瀬クリーンセンターは、1977年10月に供用開始して以来40年が経過し、老朽化した設備を計画的に更新しています。2018年度から2019年度にかけて、中央監視設備及び計装設備を更新するために、建設工事委託に関する協定を締結するものです。

第42号議案 町区域の変更について

※ 本町田及び南大谷の各一部について、町区域及び字区域を変更するものです。

第43号議案 市道路線の認定について

※ 開発行為により築造された道路及び土地区画整理事業の区域内に築造予定の道路を市道として認定するものです。

第44号議案 市道路線の廃止について

※ 道路として機能のない路線及び土地区画整理事業区域内に存する路線を廃止するものです。

第45号議案 包括外部監査契約の締結について

※ 2018年度の包括外部監査契約を締結するものです。

第46号議案 町田市表彰条例に基づく一般表彰の同意方について

※ 2018年度一般表彰の対象者について、議会の同意を求めるものです。

第47号議案 町田市名誉市民条例に基づく名誉市民の同意方について

※ 名誉市民の推挙について、議会の同意を求めるものです。

第48号議案 緑ヶ丘グラウンドの指定管理者の指定について

※ 緑ヶ丘グラウンドの指定管理者を指定するものです。

第49号議案 指定管理者の指定期間の変更について

※ 鶴間公園再整備に伴い、鶴間公園の指定管理者の指定期間を変更するものです。

【報告承認案件】

報告第1号 子どもセンターつるっこ駐車場における物損事故に係る損害賠償額の専決処分の承認を求めることについて

報告第2号 大雨による物損事故に係る損害賠償額の専決処分の承認を求めることについて

報告第3号 香山緑地の樹木落下における物損事故に係る損害賠償額の専決処分の承認を求めることについて

平成29年度3月補正予算

3月補正予算の概要

3月補正予算では、障がい者サービス給付事業費や生活保護費などについて事業の執行見込みにあわせた補正を行います。その他、契約差金等に伴う減額補正を行います。

また、特別会計においては年度末の調整を行うほか、国民健康保険事業会計においては、被保険者数が当初見込みよりも減少したことによる減額補正を行い、介護保険事業会計についても、要介護・要支援認定者数が計画値を下回ったため減額補正を行います。

一般会計	△15億 7,646万 1千円
特別会計	△48億 4,671万 4千円
計	△64億 2,317万 5千円

一般会計補正予算の主な内容

・障がい者サービス給付事業費	5億 2,639万円
・生活保護費	2億 9,751万円
・契約差金等の補正減	△37億 2,745万円
・特別会計繰出金	△5億 4,971万円
・公共施設整備等基金積立金	5億円
・退職手当基金積立金	3億 2,695万円
・財政調整基金積立金	2億 5,709万円

特別会計の補正額

・国民健康保険事業会計	△20億 4,265万円
・下水道事業会計	△4億 3,377万円
・介護保険事業会計	△18億 2,557万円
・後期高齢者医療事業会計	△4,381万円
・病院事業会計	△5億 92万円

2017年度3月補正 会計別予算構成表

(千円)

区 分	補正前の額		補 正 額	計		
		構成比(%)			構成比(%)	
一 般 会 計	151,236,282	55.1	△ 1,576,461	149,659,821	55.8	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	51,607,133	18.8	△ 2,042,651	49,564,482	18.5
	下 水 道 事 業 会 計	12,092,165	4.4	△ 433,767	11,658,398	4.3
	介 護 保 険 事 業 会 計	33,610,349	12.3	△ 1,825,567	31,784,782	11.9
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	10,466,358	3.8	△ 43,807	10,422,551	3.9
	病 院 事 業 会 計	15,458,442	5.6	△ 500,922	14,957,520	5.6
	収 益 的	14,520,817	5.3	△ 500,922	14,019,895	5.2
	資 本 的	937,625	0.3	—	937,625	0.4
	小 計	123,234,447	44.9	△ 4,846,714	118,387,733	44.2
合 計	274,470,729	100.0	△ 6,423,175	268,047,554	100.0	

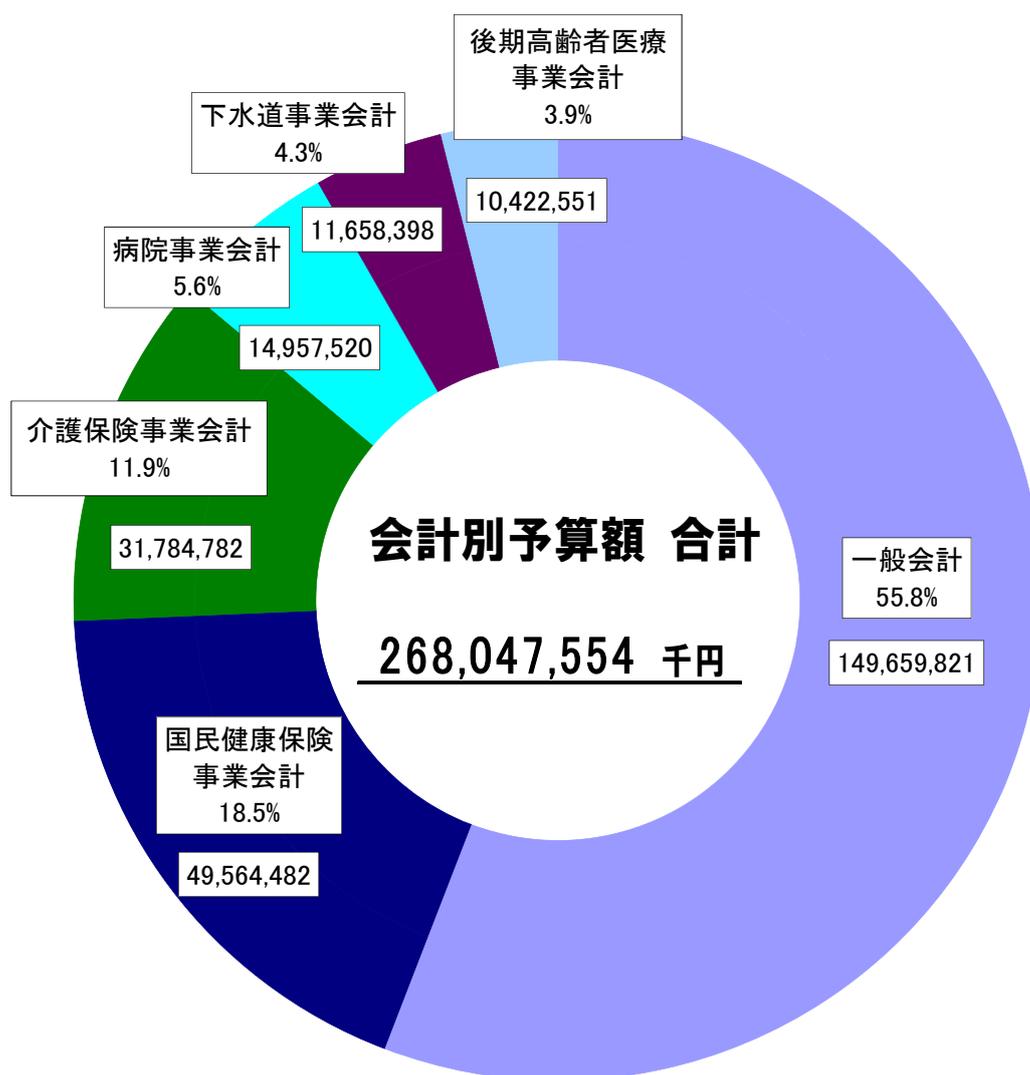
【概要】

- 特別会計も含めた補正額△64億2,317万5千円のうち、一般会計の補正額は△15億7,646万1千円で、補正後の予算総額2,680億4,755万4千円に対する一般会計の構成比は55.8%となります。
- 国民健康保険事業会計の補正額は△20億4,265万1千円で、主に被保険者数が当初見込みよりも減少したことによる保険給付費の減額に伴う補正です。
- 下水道事業会計の補正額は△4億3,376万7千円で、主に管渠費の減額に伴う補正です。
- 介護保険事業会計の補正額は△18億2,556万7千円で、主に要介護・要支援認定者数が計画値を下回ったことによる保険給付費の減額に伴う補正です。
- 後期高齢者医療事業会計の補正額は△4,380万7千円で、主に広域連合納付金の減額に伴う補正です。
- 病院事業会計の補正額は△5億92万2千円で、主に給与費、材料費の減額に伴う補正です。

2017年度 会計別予算構成

<3月補正後>

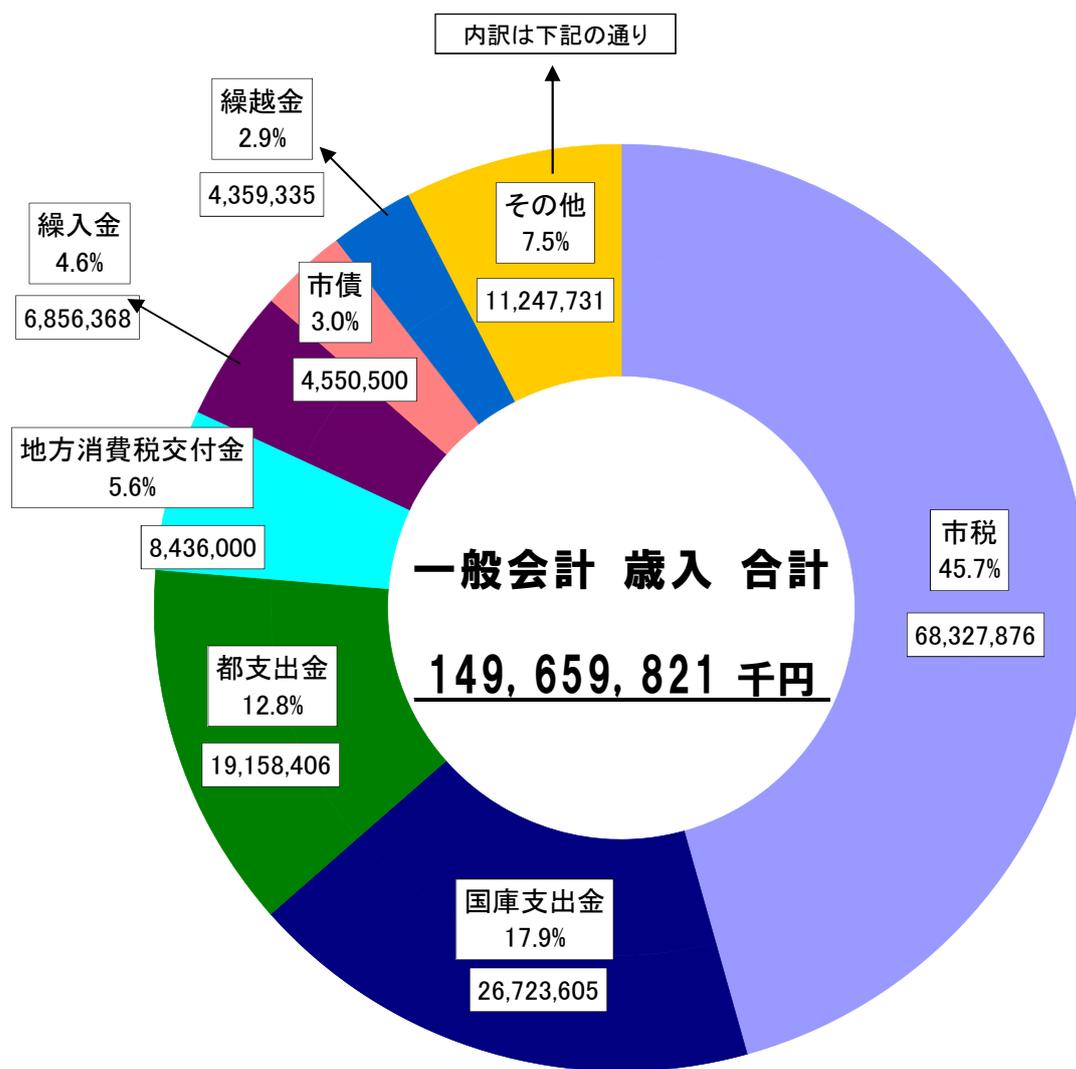
(単位:千円)



2017年度 一般会計 歳入予算内訳

<3月補正後>

(単位:千円)



その他 内訳

(単位:千円)

使用料及び手数料	3,557,892	配当割交付金	475,500
分担金及び負担金	1,554,362	地方特例交付金	360,071
諸収入	1,502,398	自動車取得税交付金	302,001
地方交付税	1,357,494	利子割交付金	115,000
財産収入	721,865	交通安全対策特別交付金	53,000
地方譲与税	678,201	寄附金	41,047
株式等譲渡所得割交付金	488,900	ゴルフ場利用税交付金	40,000

2017年度3月補正 一般会計歳出予算 目的別内訳表

(千円)

款	補正前の額 (構成比)	補正額	計 (構成比)	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1. 議会費	658,096 (0.4%)	△ 1,400	656,696 (0.5%)	—	—	—	—	△ 1,400
2. 総務費	22,292,455 (14.7%)	224,573	22,517,028 (15.1%)	9,567	△ 53,074	△ 1,049,000	3,391	1,313,689
3. 民生費	76,082,281 (50.3%)	281,981	76,364,262 (51.0%)	394,901	△ 50,452	△ 235,500	47,771	125,261
4. 衛生費	14,311,999 (9.5%)	△ 833,586	13,478,413 (9.0%)	△ 60,765	△ 20,244	△ 173,600	111,097	△ 690,074
5. 労働費	35,422 (0.0%)	△ 3,650	31,772 (0.0%)	—	—	—	—	△ 3,650
6. 農林費	365,801 (0.3%)	△ 33,714	332,087 (0.2%)	—	△ 3,945	—	—	△ 29,769
7. 商工費	975,328 (0.6%)	△ 30,129	945,199 (0.6%)	—	△ 3,177	—	△ 2,848	△ 24,104
8. 土木費	13,119,996 (8.7%)	△ 1,093,048	12,026,948 (8.0%)	△ 108,202	△ 185,023	△ 1,547,800	24,392	723,585
9. 消防費	5,263,197 (3.5%)	18,784	5,281,981 (3.5%)	—	—	△ 60,200	—	78,984
10. 教育費	11,496,867 (7.6%)	△ 50,141	11,446,726 (7.7%)	△ 1,008	△ 40,961	△ 226,300	△ 3,485	221,613
11. 災害復旧費	6 (0.0%)	—	6 (0.0%)	—	—	—	—	—
12. 公債費	6,534,834 (4.3%)	△ 56,131	6,478,703 (4.3%)	—	—	—	—	△ 56,131
13. 予備費	100,000 (0.1%)	—	100,000 (0.1%)	—	—	—	—	—
歳出合計	151,236,282 (100.0%)	△ 1,576,461	149,659,821 (100.0%)	234,493	△ 356,876	△ 3,292,400	180,318	1,658,004

【概要】

3月補正予算の主なもの

- 款2. 総務費 公共施設整備等基金積立金 (5.0億円)、退職手当基金積立金 (3.3億円)
財政調整基金積立金 (2.6億円)、玉川学園コミュニティセンター整備費 (△3.1億円)
職員人件費 (△1.9億円)、情報システム運営費 (△1.6億円)
- 款3. 民生費 障がい者サービス給付事業費 (5.3億円)、生活保護費 (3.0億円)
介護保険事業会計繰出金 (△2.6億円)、後期高齢者医療事業会計繰出金 (△0.9億円)
- 款4. 衛生費 資源化施設整備費 (△7.5億円)、指定収集袋作製等委託料 (△0.7億円)
- 款8. 土木費 緊急輸送道路沿道建築物耐震促進助成金 (△2.1億円)、物件補償料 (△1.5億円)
野津田公園用地購入費 (△1.3億円)、下水道事業会計繰出金 (△1.3億円)
- 債務負担行為補正の内容 (期間/限度額/総事業費)
変更: (仮称)新函師川島橋整備事業
(2017~2018年度→2017~2020年度/5.8千万円→6.3千万円/7.6千万円→6.9千万円)
廃止: 玉川学園コミュニティセンター建替事業 (2017~2019年度/8.2億円/11.1億円)
玉川学園駅前連絡所ピアノ修繕事業 (2017~2019年度/0.2千万円/0.2千万円)
認可保育所賃借料補助事業その6 (2017~2038年度/1.6億円/1.6億円)
認可保育所整備費補助事業 (2017~2018年度/0.2億円/0.2億円)

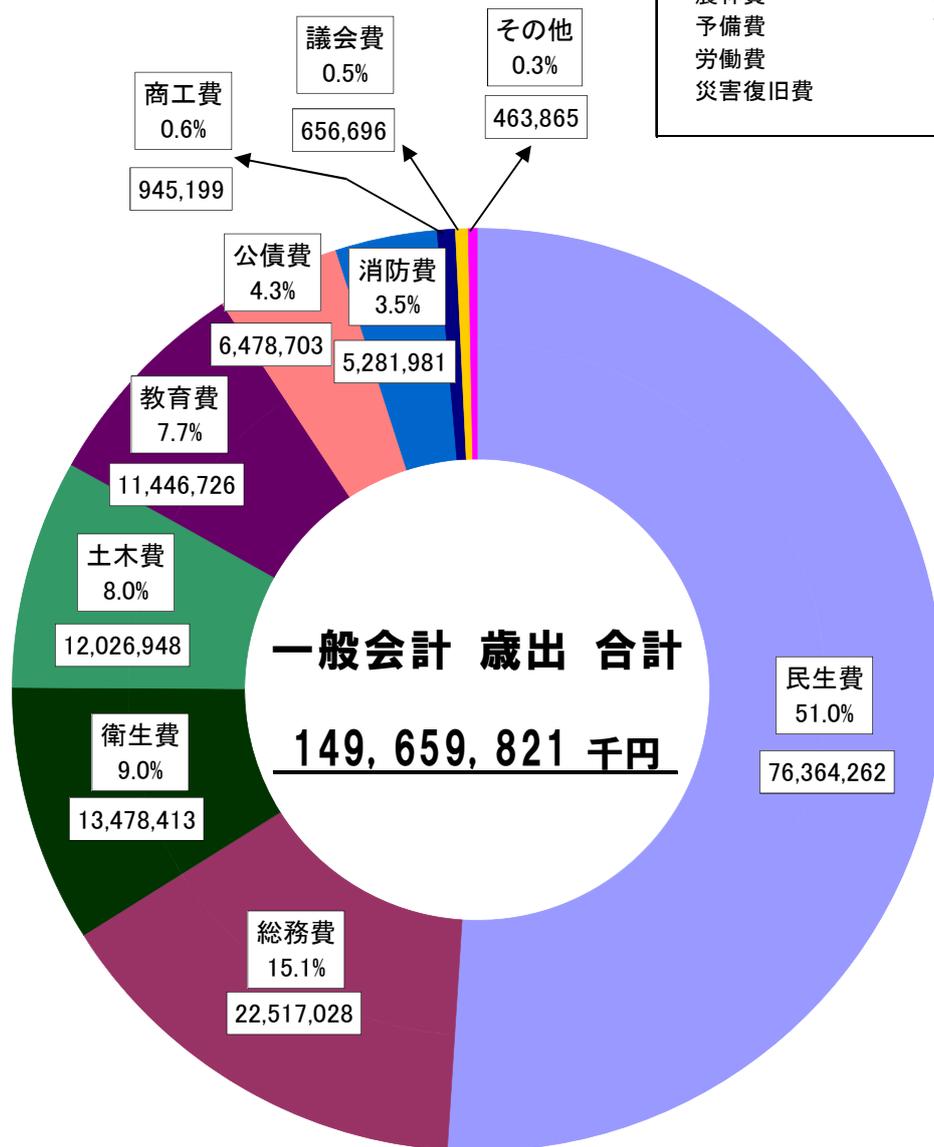
2017年度 一般会計 歳出予算 目的別内訳

<3月補正後>

(単位:千円)

その他の内訳

農林費	332,087
予備費	100,000
労働費	31,772
災害復旧費	6



2017年度3月補正 一般会計歳出予算 性質別内訳表

(千円)

区 分		補正前の額		補正額	計	
			構成比(%)			構成比(%)
義 務 的 経 費	人 件 費	22,878,009	15.1	△ 311,059	22,566,950	15.1
	職 員 給 与 費	19,356,448	12.8	△ 264,250	19,092,198	12.8
	特別職給与費等	3,521,561	2.3	△ 46,809	3,474,752	2.3
	扶 助 費	48,819,306	32.3	1,221,312	50,040,618	33.4
	公 債 費	6,534,833	4.3	△ 56,131	6,478,702	4.3
	計	78,232,148	51.7	854,122	79,086,270	52.8
投 資 的 経 費		12,479,724	8.3	△ 1,878,833	10,600,891	7.1
そ の 他 経 費	物 件 費	21,652,570	14.3	△ 916,709	20,735,861	13.9
	維 持 補 修 費	955,387	0.6	—	955,387	0.6
	補 助 費 等	13,434,202	8.9	△ 327,731	13,106,471	8.8
	繰 出 金	16,890,238	11.2	△ 549,708	16,340,530	10.9
	出 資 金 ・ 貸 付 金	8,601	0.0	—	8,601	0.0
	積 立 金	7,483,412	4.9	1,242,398	8,725,810	5.8
	予 備 費	100,000	0.1	—	100,000	0.1
	計	60,524,410	40.0	△ 551,750	59,972,660	40.1
歳 出 合 計		151,236,282	100.0	△ 1,576,461	149,659,821	100.0

【概要】

3月補正予算の主なもの	
○人件費	職員手当等(△1.6億円)、職員給料(△0.9億円)、職員共済費(△0.1億円)
○扶助費	障がい者サービス給付事業費(5.3億円)、生活保護費(3.0億円)
○投資的経費	物件補償料(△4.8億円)、玉川学園コミュニティセンター整備費(△3.1億円) 資源化施設用地購入費(△2.1億円) 緊急輸送道路沿道建築物耐震促進助成金(△2.0億円) 野津田公園用地購入費(△1.3億円)
○物件費	情報システム運営費(△1.5億円)、指定収集袋作製等委託料(△0.7億円) その他物件費の減(△7.0億円)
○繰出金	介護保険事業会計繰出金(△2.6億円)、下水道事業会計繰出金(△1.3億円) 後期高齢者医療事業会計繰出金(△0.9億円)
○積立金	公共施設整備等基金積立金(5.0億円)、退職手当基金積立金(3.3億円) 財政調整基金積立金(2.6億円)

2017年度 一般会計 歳出予算 性質別内訳

<3月補正後>

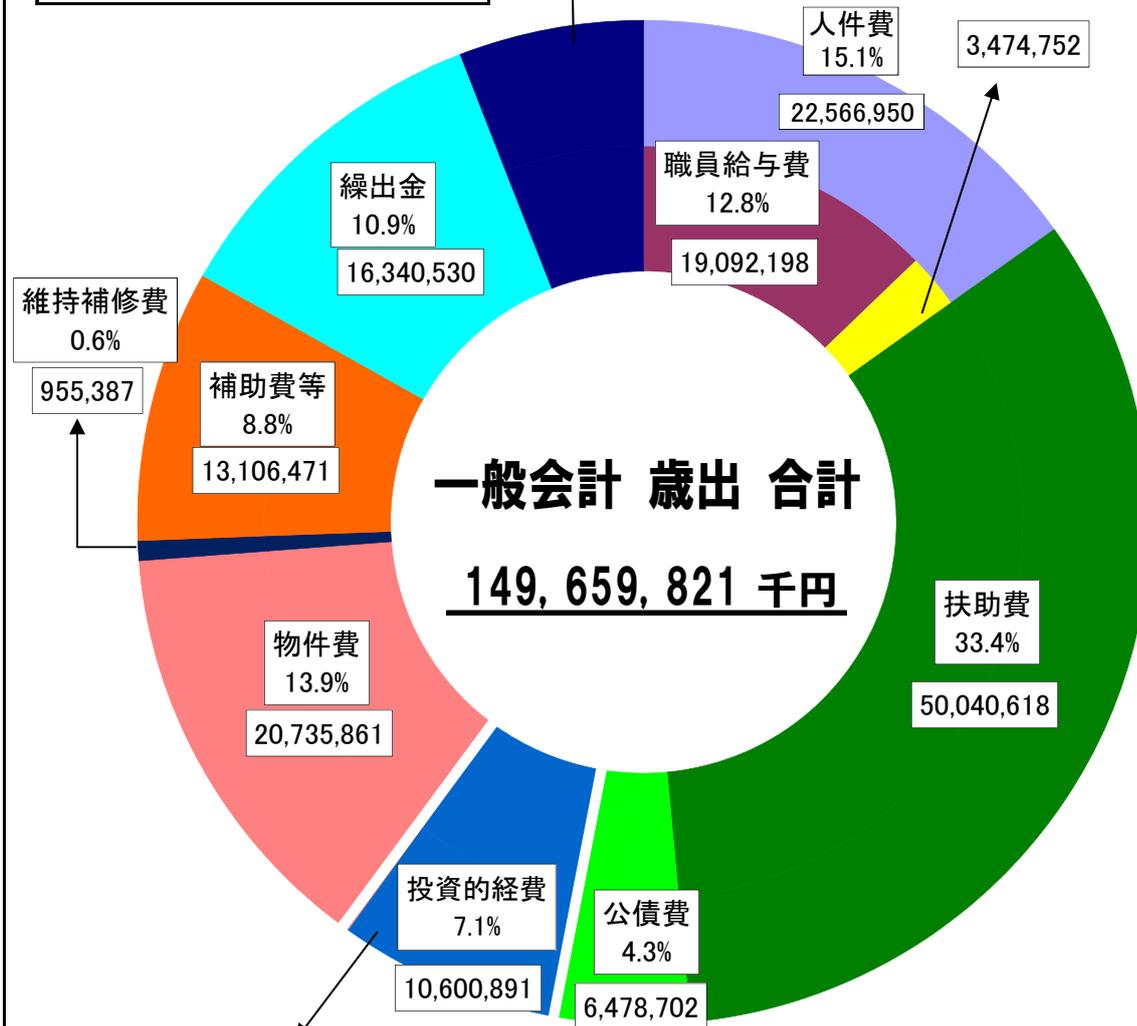
その他の内訳

(単位:千円)

積立金	8,725,810
出資金・貸付金	8,601
予備費	100,000

その他
5.9%
8,834,411

特別職給与費等
2.3%
3,474,752



投資的経費 内訳

総務費	1,569,610	土木費	4,845,233
民生費	896,485	消防費	441,386
衛生費	1,774,641	教育費	1,019,564
農林費	42,869	災害復旧費	6
商工費	11,097		

平成30年度当初予算

1 予算の概要

(1)基本的な考え方

平成 30（2018）年度当初予算は、2月25日に市長選挙が行われたため、原則、政策的な事業は市民の負託のもとに選出された市長の政策判断に委ねることとし、骨格的予算として編成しました。

しかし、現下の経済・社会状況に対応した施策や市民の生活安全対策等については、事業の停滞により市民生活に影響を及ぼすことのないよう、着実に実施する必要があります。

そこで、2018年度当初予算は、次の点を基本に編成しました。

- 経済・社会状況への対応を優先するとともに「まちだ未来づくりプラン」に定めた、4つの「まちづくり基本目標」の実現を目指す施策を推進します。
- 「まちだ未来づくりプラン」に定めた3つの「行政経営基本方針」に基づいて事業の見直しを進め、着実に行政経営改革を推進します。

まちだ未来づくりプラン

5つの「未来づくりプロジェクト」

- 地域社会づくりを基本とするまちづくりプロジェクト
- 町田駅周辺の魅力を向上させるプロジェクト
- 団地再生に向けたプロジェクト
- みどりを活用したまちづくりを推進するプロジェクト
- 基幹交通機能を強化するプロジェクト

4つの「まちづくり基本目標」



将来を担う人が育つまちをつくる



安心して生活できるまちをつくる



賑わいのあるまちをつくる



暮らしやすいまちをつくる

3つの「行政経営基本方針」

- 市民と問題意識を共有し、共に地域課題に取り組む
- 市民の期待にこたえられるよう、市役所の能力を高める
- いつでも適切な市民サービスが提供できる財政基盤をつくる

(2) 予算規模

一般会計と特別会計とを合わせた総予算額は、2,589億3,324万円で、対前年度比較で3.3%の減少となりました。

(単位:千円・%)

区 分	2018年度		2017年度		比 較			
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率		
一 般 会 計 [※]	146,531,882	56.6	146,157,021	54.6	374,861	0.3		
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	42,111,679	16.3	51,024,795	19.0	△ 8,913,116	△ 17.5	
	下 水 道 事 業 会 計	11,222,346	4.3	12,135,224	4.5	△ 912,878	△ 7.5	
	介 護 保 険 事 業 会 計	32,680,942	12.6	32,690,556	12.2	△ 9,614	0.0	
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	11,047,303	4.3	10,367,757	3.9	679,546	6.6	
	病 院 事 業 会 計		15,339,083	5.9	15,458,442	5.8	△ 119,359	△ 0.8
		収 益 的	14,482,341	5.6	14,520,817	5.4	△ 38,476	△ 0.3
		資 本 的	856,742	0.3	937,625	0.4	△ 80,883	△ 8.6
	小 計	112,401,353	43.4	121,676,774	45.4	△ 9,275,421	△ 7.6	
	合 計	258,933,235	100.0	267,833,795	100.0	△ 8,900,560	△ 3.3	

※ 2018年度一般会計当初予算は骨格的予算として編成しています。

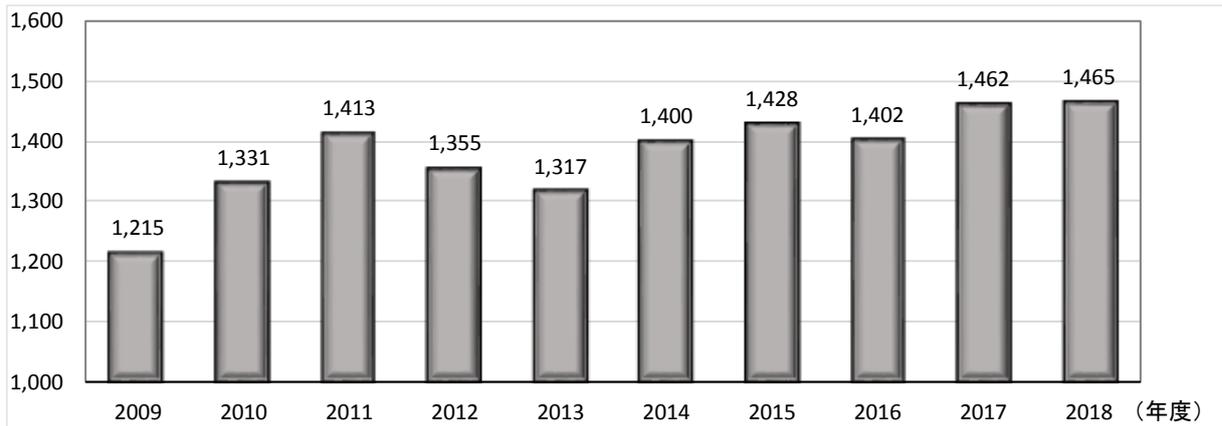
① 一般会計予算規模

2018年度の一般会計予算規模は、1,465億3,188万円で、対前年度比較で0.3%の増加となりました。

これは、公共施設整備等基金積立金が23億円減少したものの、南町田駅周辺地区拠点整備事業費が16億2千万円、障がい者サービス給付事業費が9億7千万円、多摩都市モノレール延伸促進事業が2億2千万円それぞれ増加したことなどによります。

日本経済は国の積極的な経済対策等により、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復基調が続いています。一方、町田市においては、市税が伸び悩む中、社会保障関係経費が引き続き12億円増加するなど、依然として厳しい状況での予算編成となりました。

■ 一般会計当初予算規模の推移と伸び率（単位：億円）



年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
伸び率 (%)	1.1%	9.6%	6.2%	△ 4.1%	△ 2.8%	6.3%	2.1%	△ 1.8%	4.2%	0.3%

※2010年度及び2014年度は、当初予算が骨格的予算のため、6月補正後の予算額です。

② 特別会計予算規模

特別会計の主な増減要因

〔国民健康保険事業会計〕

国民健康保険の財政運営の責任主体が都道府県になることや
被保険者数の減などにより 89 億 1 千万円の減

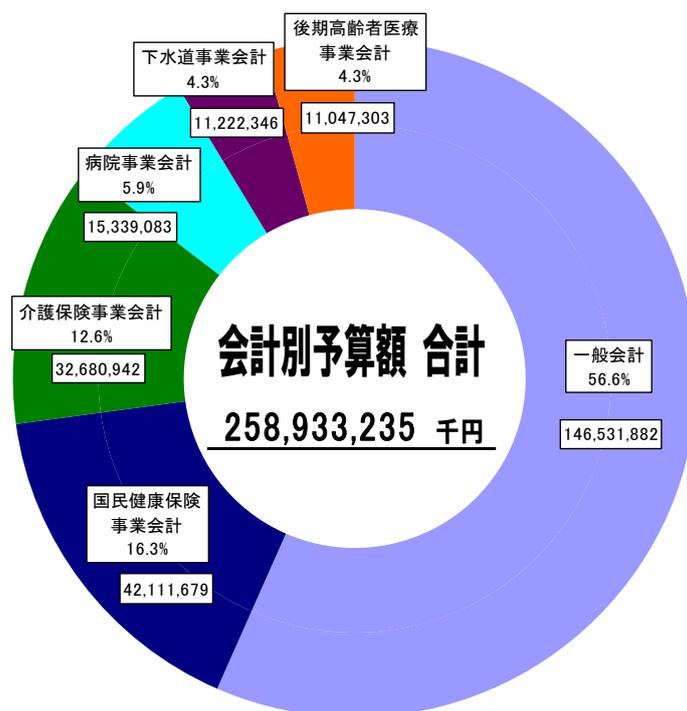
〔下水道事業会計〕

鶴見川クリーンセンター整備費の減などにより 9 億 1 千万円の減

〔後期高齢者医療事業会計〕

被保険者数や一人あたりの医療費の増加により 6 億 8 千万円の増

■ 2018 年度 会計別予算構成（単位：千円）



2 一般会計予算

(1)歳入

2018年度予算では、制度改正により地方消費税交付金が14億円の減額が見込まれているものの、地方交付税と臨時財政対策債とを合わせて24億2千万円の増額を見込んでいます。

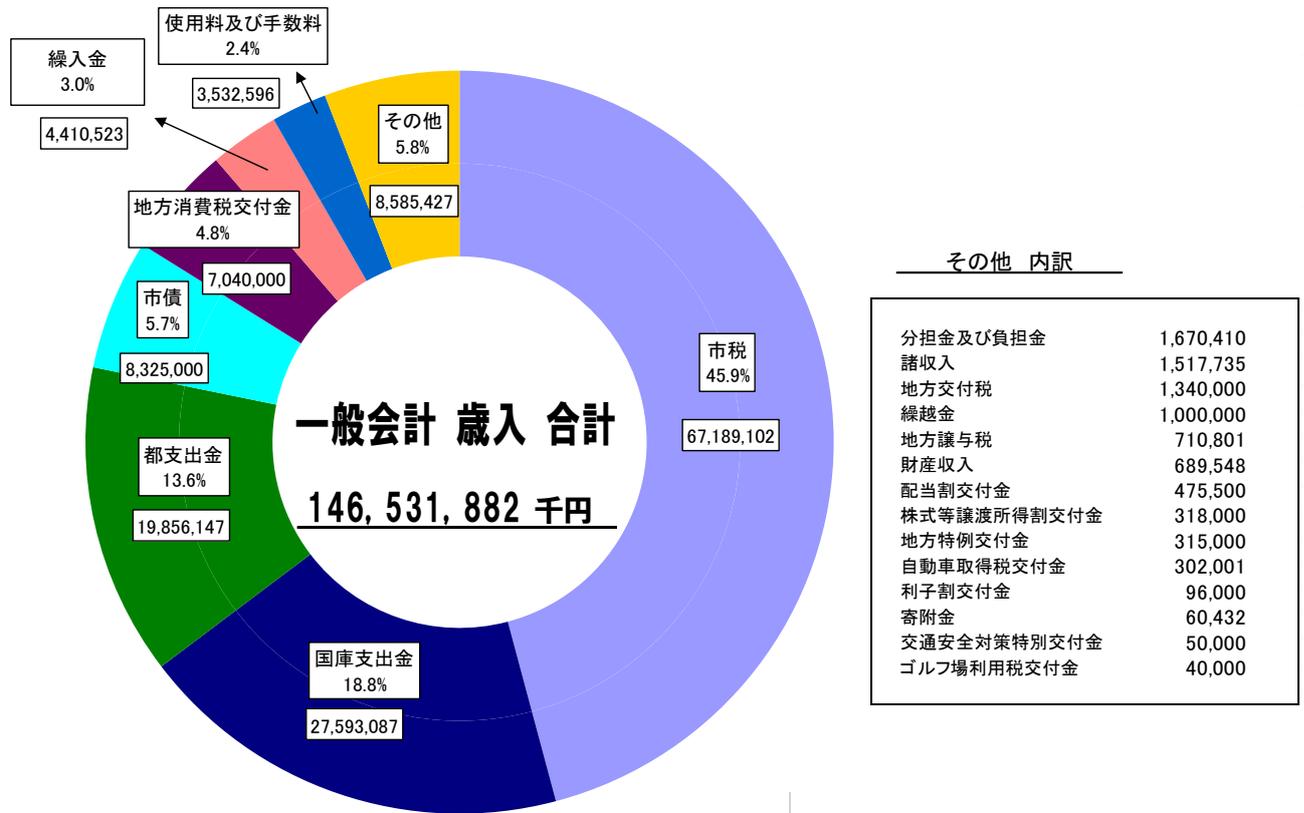
また、国庫支出金では、障がい者サービス給付事業費の増に伴い、自立支援費負担金及び障害児通所給付費負担金が4億3千万円増額するなど、11億4千万円の増額を見込んでいます。

そのほか、土地開発基金からの繰入れの皆減などにより、繰入金が21億5千万円の減少を見込んでいます。

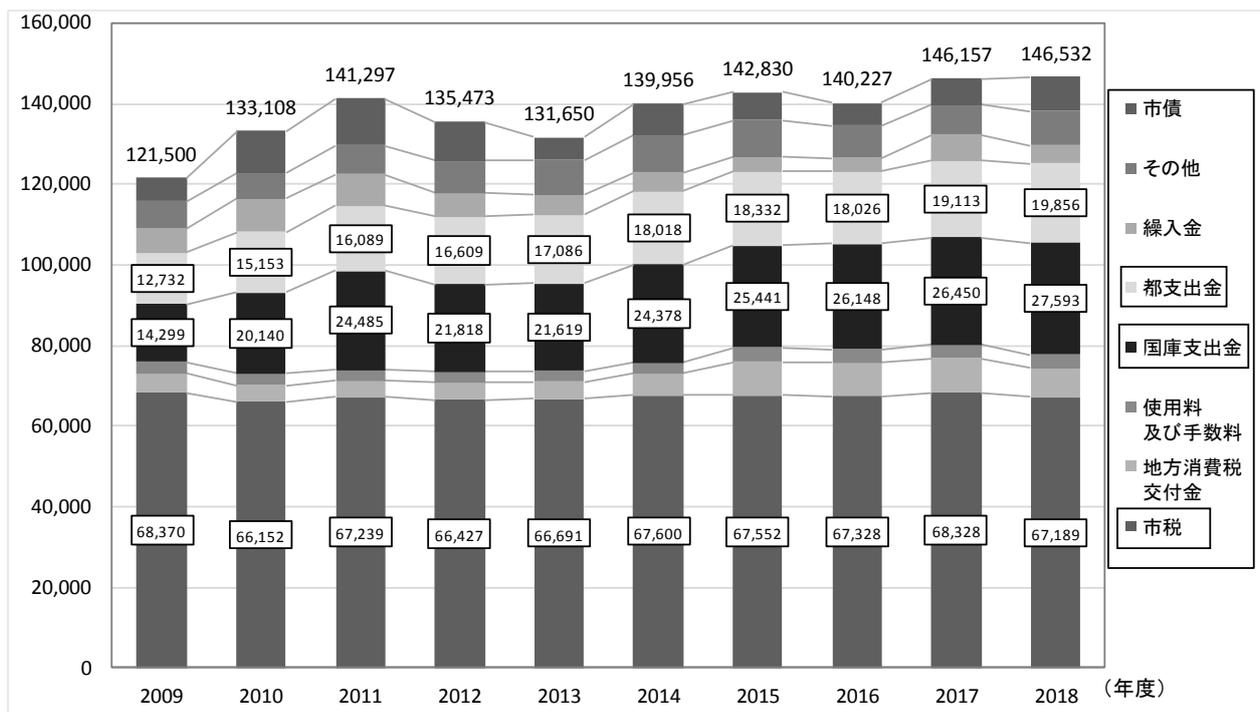
(単位:千円・%)

款	2018年度		2017年度		比較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
1.市 税	67,189,102	45.9	68,327,876	46.8	△ 1,138,774	△ 1.7
2.地方譲与税	710,801	0.5	678,201	0.5	32,600	4.8
3.利子割交付金	96,000	0.1	115,000	0.1	△ 19,000	△ 16.5
4.配当割交付金	475,500	0.4	475,500	0.3	0	0.0
5.株式等譲渡所得割交付金	318,000	0.2	488,900	0.3	△ 170,900	△ 35.0
6.地方消費税交付金	7,040,000	4.8	8,436,000	5.8	△ 1,396,000	△ 16.5
7.ゴルフ場利用税交付金	40,000	0.0	40,000	0.0	0	0.0
8.自動車取得税交付金	302,001	0.2	302,001	0.2	0	0.0
9.地方特例交付金	315,000	0.2	308,000	0.2	7,000	2.3
10.地方交付税	1,340,000	0.9	340,000	0.2	1,000,000	294.1
11.交通安全対策特別交付金	50,000	0.0	53,000	0.0	△ 3,000	△ 5.7
12.分担金及び負担金	1,670,410	1.1	1,518,374	1.0	152,036	10.0
13.使用料及び手数料	3,532,596	2.4	3,463,129	2.4	69,467	2.0
14.国庫支出金	27,593,087	18.8	26,449,576	18.1	1,143,511	4.3
15.都支出金	19,856,147	13.6	19,113,079	13.1	743,068	3.9
16.財産収入	689,548	0.5	599,045	0.4	90,503	15.1
17.寄附金	60,432	0.0	41,047	0.0	19,385	47.2
18.繰入金	4,410,523	3.0	6,563,741	4.5	△ 2,153,218	△ 32.8
19.繰越金	1,000,000	0.7	1,000,000	0.7	0	0.0
20.諸収入	1,517,735	1.0	1,423,552	1.0	94,183	6.6
21.市債	8,325,000	5.7	6,421,000	4.4	1,904,000	29.7
歳入合計	146,531,882	100.0	146,157,021	100.0	374,861	0.3

■ 2018年度一般会計歳入予算内訳（単位：千円）



■ 一般会計歳入予算の推移（単位：百万円）



主な歳入の増減要因

〔市税〕

就業率の向上による納税義務者数の増及び

一人あたりの所得割額の増などによる個人市民税の増 2.9 億円

骨格的予算による留保のため個人市民税の減 △10.0 億円

外国税額控除額の増などによる法人市民税の減 △1.2 億円

評価替えによる固定資産税（現年家屋）の減 △1.8 億円

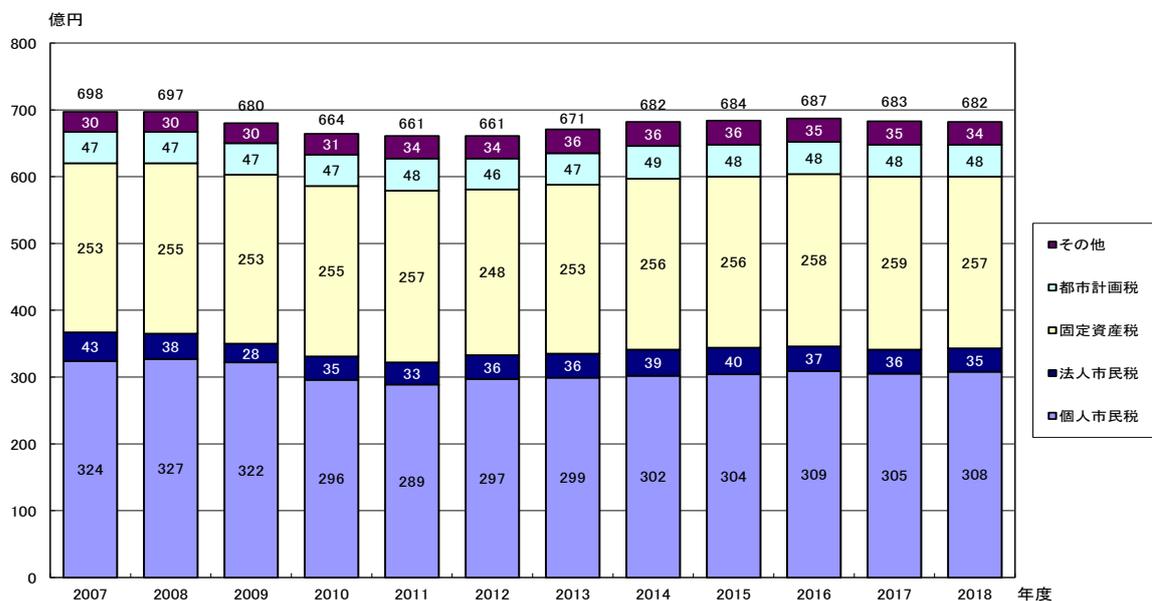
■ 市税予算の内訳

（単位：千円・％）

区 分	2018年度	2017年度	比 較	
			増減額	増減率
市民税	33,321,545	34,149,562	△ 828,017	△ 2.4
個人	29,834,116	30,541,334	△ 707,218	△ 2.3
法人	3,487,429	3,608,228	△ 120,799	△ 3.3
固定資産税	25,687,039	25,860,772	△ 173,733	△ 0.7
土地（現年課税）	11,779,867	11,714,071	65,796	0.6
家屋（現年課税）	10,535,852	10,718,837	△ 182,985	△ 1.7
償却資産（現年課税）	2,712,711	2,693,145	19,566	0.7
その他	658,609	734,719	△ 76,110	△ 10.4
軽自動車税	445,051	419,722	25,329	6.0
市たばこ税	2,084,763	2,248,424	△ 163,661	△ 7.3
事業所税	833,233	826,617	6,616	0.8
都市計画税	4,811,170	4,816,476	△ 5,306	△ 0.1
その他	6,301	6,303	△ 2	△ 0.0
合 計	67,189,102	68,327,876	△ 1,138,774	△ 1.7

※市民税(個人)は、年間収入見込が 30,834,116 千円のところ、29,834,116 千円で計上。

＜参考＞市税の推移



※2007～2016年度は決算額、2017年度・2018年度は予算額。

※2018年度は骨格的予算による留保分を含めています。

〔国庫支出金〕

(単位：億円)

説明	2018年度	2017年度	増減額
障がい者サービス給付事業費の増に伴う自立支援費負担金及び障害児通所給付費負担金の増	49.7	45.4	4.3
町田第一中学校改築事業費の増などに伴う学校施設環境改善交付金の皆増	2.3	—	2.3
保育施設の増などに伴う子どものための教育・保育給付費負担金の増	33.2	31.0	2.2

〔都支出金〕

(単位：億円)

説明	2018年度	2017年度	増減額
障がい者サービス給付事業費の増に伴う自立支援費負担金及び障害児通所給付費負担金の増	24.9	22.7	2.2
小学校屋内環境整備事業費の増などに伴う学校施設整備費補助金の増	3.4	1.6	1.8
保育施設の増などに伴う子どものための教育・保育給付費負担金の増	18.8	17.1	1.7
市町村総合交付金の増	30.4	29.0	1.4

〔市債〕

(単位：億円)

説明	2018年度	2017年度	増減額
町田第一中学校改築事業費の増などに伴う学校施設整備事業債の増	14.8	4.0	10.8
循環型施設整備事業費の増などに伴う廃棄物処理施設整備事業債の増	9.9	5.8	4.1
市民フォーラム共有床購入費の減に伴う市民活動支援施設整備事業債の皆減	—	5.6	△5.6

＜参考＞

【地方消費税交付金（社会保障財源分）】

2014年4月の地方消費税率の引上げに伴う増収は、以下の社会保障施策に要する経費の財源としています。

(単位：億円)

社会保障施策に要する経費	2018年度 予算額	うち一般財源	
		地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
社会福祉	592.1	179.6	18.3
社会保険	151.1	133.2	13.5
保健衛生	34.3	26.6	2.7
合計	777.5	339.4	34.5

※地方消費税交付金（社会保障財源分）は、各経費に要する一般財源の比率に応じ按分して充当しています。

(2)歳出

① 目的別歳出の状況

(単位:千円・%)

款	2018年度 予算額 (構成比)	2017年度 予算額 (構成比)	増減額 (増減率)	2018年度予算額の財源内訳				一般財源 (構成比)
				特 定 財 源				
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1. 議会費	671,358 (0.5%)	673,936 (0.5%)	△ 2,578 (△0.4%)	223	111	—	—	671,024 (0.8%)
2. 総務費	14,210,063 (9.7%)	17,377,584 (11.9%)	△ 3,167,521 (△18.2%)	203,984	822,598	722,000	568,253	11,893,228 (13.9%)
3. 民生費	77,833,231 (53.2%)	76,403,119 (52.3%)	1,430,112 (1.9%)	25,449,268	14,817,316	218,000	3,197,106	34,151,541 (39.9%)
4. 衛生費	14,109,688 (9.6%)	14,171,808 (9.7%)	△ 62,120 (△0.4%)	403,376	983,108	993,700	2,867,227	8,862,277 (10.4%)
5. 労働費	33,114 (0.0%)	35,422 (0.0%)	△ 2,308 (△6.5%)	—	—	—	—	33,114 (0.0%)
6. 農林費	297,423 (0.2%)	358,938 (0.2%)	△ 61,515 (△17.1%)	—	21,076	—	3,545	272,802 (0.3%)
7. 商工費	1,014,067 (0.7%)	945,531 (0.7%)	68,536 (7.2%)	—	36,962	—	175,186	801,919 (0.9%)
8. 土木費	12,370,331 (8.4%)	12,779,411 (8.7%)	△ 409,080 (△3.2%)	1,037,425	831,033	1,990,000	751,652	7,760,221 (9.1%)
9. 消防費	5,025,069 (3.4%)	5,317,423 (3.6%)	△ 292,354 (△5.5%)	—	1,464,282	225,000	4,775	3,331,012 (3.9%)
10. 教育費	14,211,032 (9.7%)	11,459,009 (7.8%)	2,752,023 (24.0%)	440,534	879,661	1,477,300	393,735	11,019,802 (12.9%)
11. 災害復旧費	6 (0.0%)	6 (0.0%)	0 (0.0%)	—	—	—	—	6 (0.0%)
12. 公債費	6,656,500 (4.5%)	6,534,834 (4.5%)	121,666 (1.9%)	—	—	—	3,066	6,653,434 (7.8%)
13. 予備費	100,000 (0.1%)	100,000 (0.1%)	0 (0.0%)	—	—	—	—	100,000 (0.1%)
歳出合計	146,531,882 (100.0%)	146,157,021 (100.0%)	374,861 (0.3%)	27,534,810	19,856,147	5,626,000	7,964,545	85,550,380 (100.0%)

※2017年度の教育費予算は、一部を2016年度に前倒して計上しています(31.0億円)。

主な目的別歳出の増減要因

〔総務費〕

(単位：億円)

説明	2018 年度	2017 年度	増減額
公共施設整備等基金積立金の皆減	—	23.0	△23.0
市民フォーラム活用事業費の皆減	—	7.4	△7.4
都議会議員選挙費の皆減	—	1.2	△1.2
室内プール改修事業費の増	5.3	0.5	4.8

〔民生費〕

(単位：億円)

説明	2018 年度	2017 年度	増減額
障がい者サービス給付事業費の増	101.7	92.0	9.7
民間保育所運営事業費の増	79.3	73.7	5.6
認定こども園等施設型給付事業費の増	17.1	14.2	2.9
後期高齢者医療事業会計繰出金の増	50.3	47.8	2.5
生活保護費の増	137.2	135.3	1.9
国民健康保険事業会計繰出金の減	50.3	62.6	△12.3

〔土木費〕

(単位：億円)

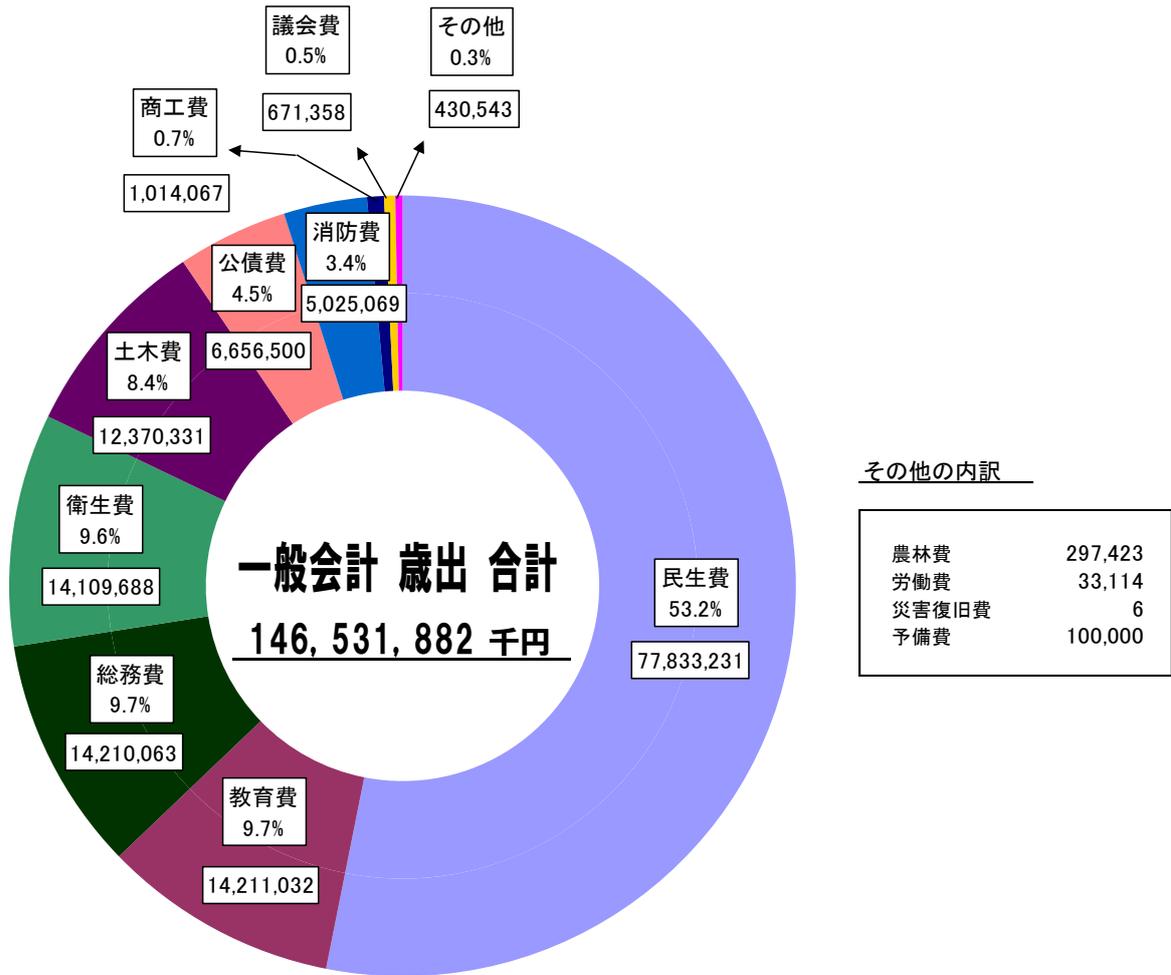
説明	2018 年度	2017 年度	増減額
野津田公園スポーツの森整備事業の減	0.6	11.8	△11.2
薬師池公園四季彩の杜整備事業の減	0.4	4.5	△4.1
準幹線道路新設改良事業の減	0.4	2.0	△1.6
緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業の減	1.1	2.1	△1.0
公園整備事業の減	0.2	1.2	△1.0
橋梁保全事業の減	1.5	2.4	△0.9
多摩都市モノレール延伸促進事業の増	2.9	0.7	2.2
南町田駅周辺地区拠点整備事業費の増	33.7	17.5	16.2

〔教育費〕

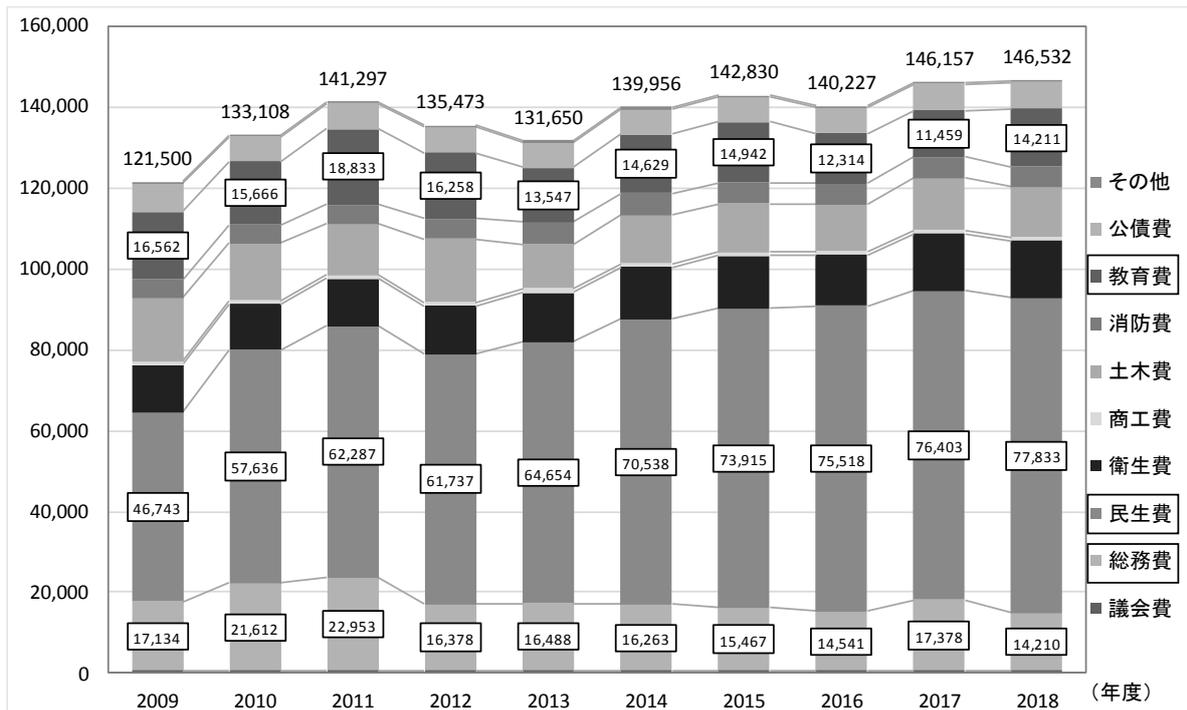
(単位：億円)

説明	2018 年度	2017 年度	増減額
小学校屋内環境整備事業費の増	7.0	0.5	6.5
町田第一中学校改築事業費の増	7.8	1.2	6.6
小学校校舎等改修事業の増	3.9	0.5	3.4
教育の情報化推進事業費の増	4.2	1.2	3.0
鶴川第一小学校改築事業費の増	4.6	2.8	1.8
小学校屋外整備事業の増	2.2	1.1	1.1

■ 2018年度 一般会計歳出予算 目的別内訳 (単位：千円)



■ 目的別歳出の推移 (単位：百万円)



②性質別歳出の状況

(単位:千円・%)

区 分		2018年度		2017年度		比 較	
		予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
義務的経費	人件費	22,657,797	15.5	22,865,181	15.6	△ 207,384	△ 0.9
	職員給与費	19,127,409	13.1	19,336,128	13.2	△ 208,719	△ 1.1
	特別職給与費等	3,530,388	2.4	3,529,053	2.4	1,335	0.0
	扶助費	50,124,421	34.2	47,952,203	32.8	2,172,218	4.5
	公債費	6,656,499	4.5	6,534,833	4.5	121,666	1.9
	計	79,438,717	54.2	77,352,217	52.9	2,086,500	2.7
投資的経費		12,904,163	8.8	12,264,452	8.4	639,711	5.2
その他経費	物件費	21,647,850	14.8	21,492,288	14.7	155,562	0.7
	維持補修費	1,070,985	0.7	944,137	0.7	126,848	13.4
	補助費等	13,479,561	9.2	13,180,823	9.0	298,738	2.3
	繰出金	17,100,801	11.7	18,121,635	12.4	△ 1,020,834	△ 5.6
	出資金・貸付金	601	0.0	8,601	0.0	△ 8,000	△ 93.0
	積立金	789,204	0.5	2,692,868	1.8	△ 1,903,664	△ 70.7
	予備費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	0.0
	計	54,189,002	37.0	56,540,352	38.7	△ 2,351,350	△ 4.2
歳出合計		146,531,882	100.0	146,157,021	100.0	374,861	0.3

主な性質別歳出の増減要因

〔扶助費〕

(単位:億円)

説明	2018年度	2017年度	増減額
障がい者サービス給付事業費の増	101.7	92.0	9.7
児童保育委託料の増	103.3	97.4	5.9
認定こども園等施設型給付費の増	17.1	14.2	2.9
生活保護費の増	137.2	135.3	1.9
地域型保育給付費の増	4.6	3.5	1.1
児童扶養手当の減	14.7	15.0	△0.3

〔投資的経費〕

(単位:億円)

説明	2018年度	2017年度	増減額
南町田駅周辺地区拠点整備事業費の増	33.7	17.5	16.2
うち鶴間公園再整備事業	11.2	0.4	10.8
うち南町田駅南北自由通路整備事業	8.1	3.4	4.7
うち南町田駅周辺土地区画整理事業	14.4	13.7	0.7
小学校屋内環境整備事業費の増	7.0	0.5	6.5
町田第一中学校改築事業費の増	7.8	1.2	6.6

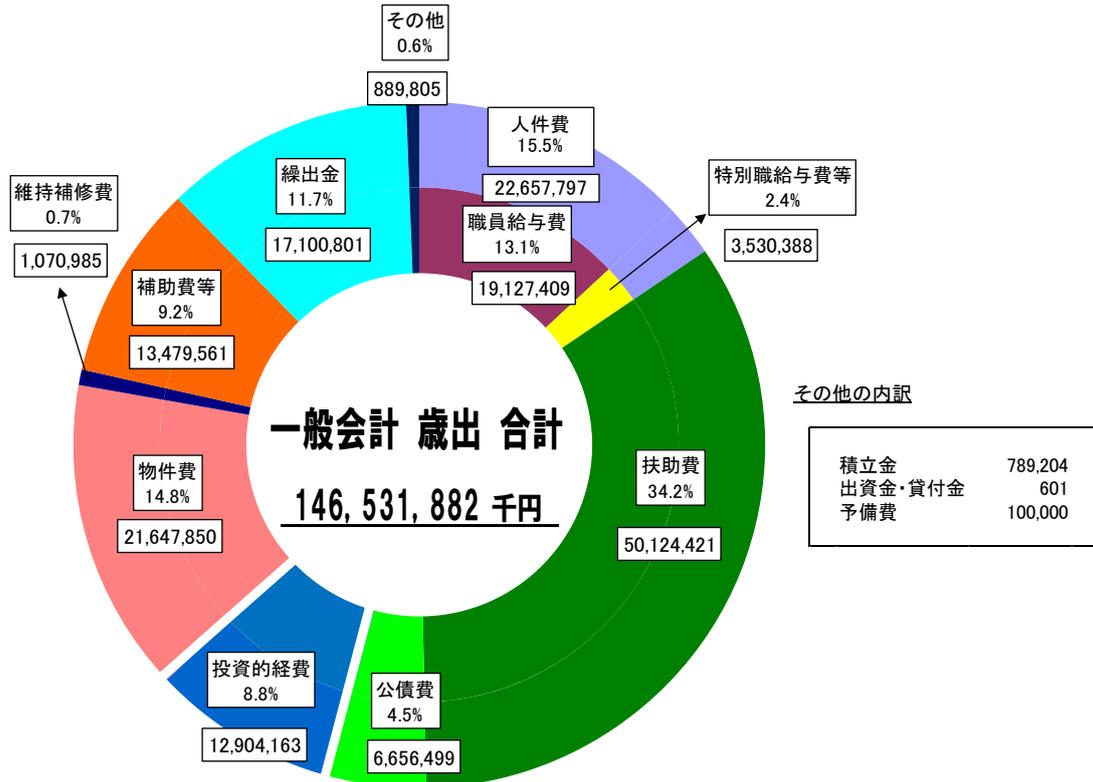
市民フォーラム活用事業費の皆減	—	7.4	△7.4
野津田公園スポーツの森整備事業の減	0.6	11.8	△11.2

〔積立金〕

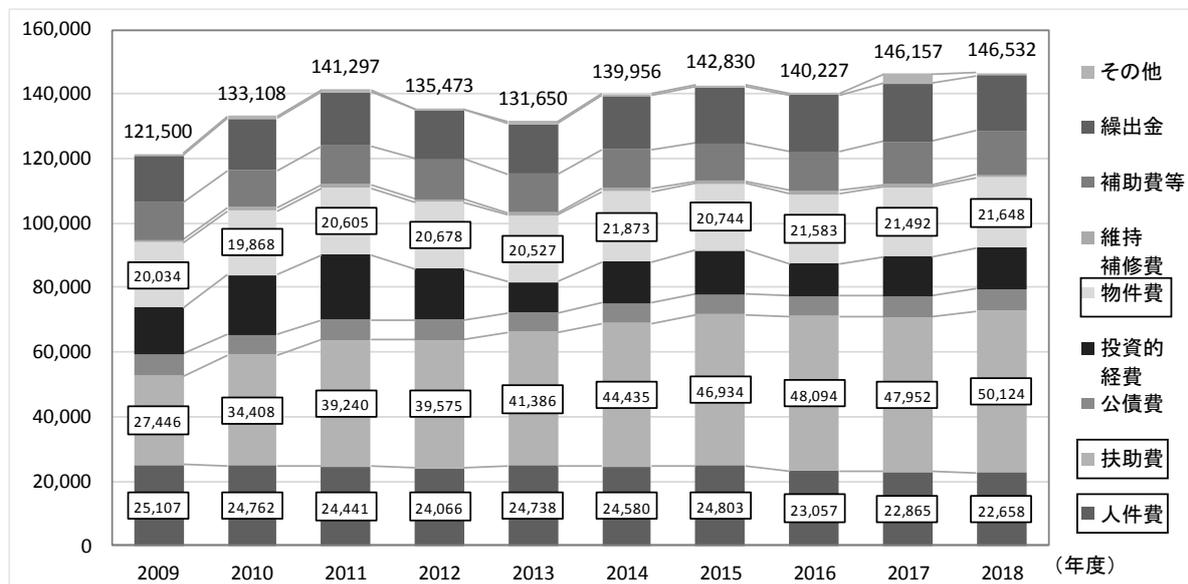
(単位：億円)

説明	2018年度	2017年度	増減額
公共施設整備等基金積立金の皆減	—	23.0	△23.0
(仮称)多摩都市モノレール基金積立金の皆増	2.5	—	2.5

■ 2018年度 一般会計歳出予算 性質別内訳 (単位：千円)



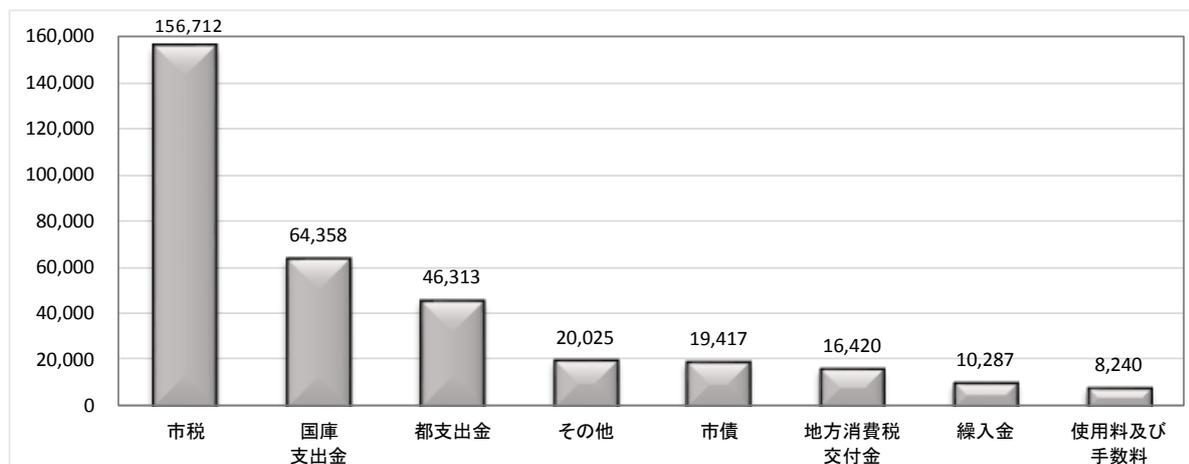
■ 性質別歳出の推移 (単位：百万円)



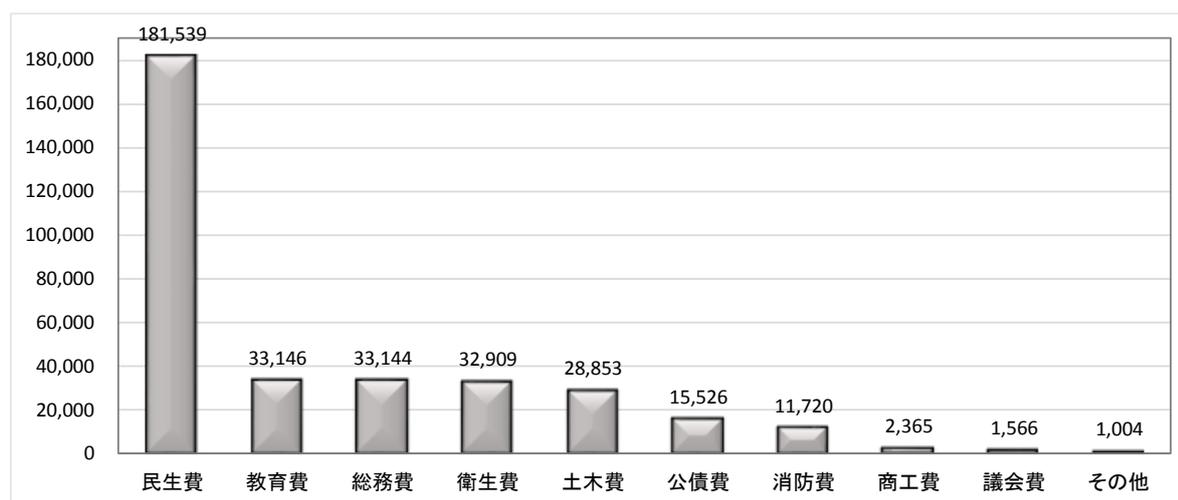
(3)市民一人あたりでみた予算額（一般会計）

2018年度の予算額を市民一人あたりに換算すると、次のとおりです。

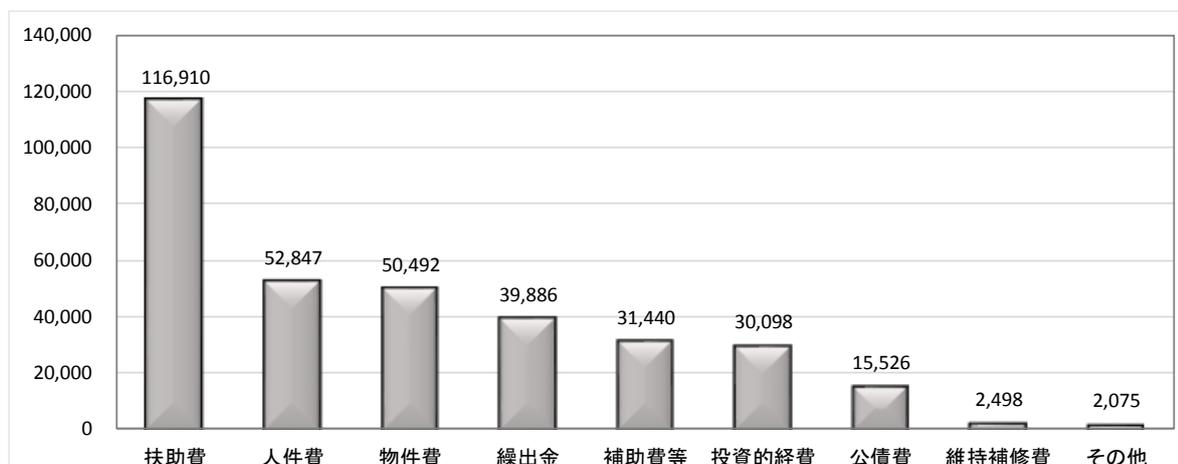
■歳入予算額（単位：円）



■目的別歳出予算額（単位：円）



■性質別歳出予算額（単位：円）



※市民一人あたりの予算額は、2018年度一般会計予算額 1,465 億 3,188 万円を 2018年1月1日現在の人口 42 万 8,742 人で割り返した金額です。市民一人あたりの予算額の総額は 341,772 円です。

(4)積立金（基金）・市債

①積立金（基金）の状況

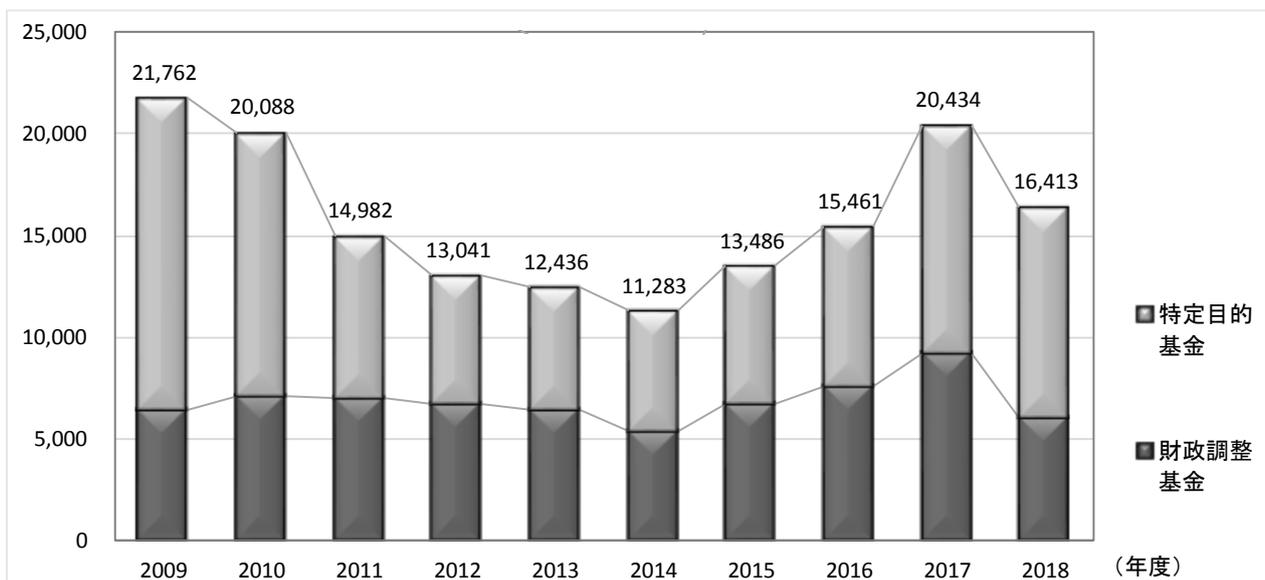
財政調整基金現在高は、2017年度末時点で92億2,705万円です。2018年度当初予算では32億5,724万円を取り崩し、現時点での2018年度末現在高見込額は59億7,011万円となります。

区 分	2016年度末 現在高	2017年度末 現在高見込額	2018年度中増減見込み		2018年度末 現在高見込額
			当該年度中 積立見込額	当該年度中 取崩・繰戻 見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
財政調整基金	7,529,087	9,227,046	307	3,257,241	5,970,112
公共施設整備等基金	2,256,229	4,668,839	—	573,930	4,094,909
緑地保全基金	1,825,793	1,776,469	162	52,052	1,724,579
福祉基金	72,062	70,379	8	2,463	67,924
職員退職手当基金	100,000	426,950	—	—	426,950
介護保険給付費 準備基金	1,941,452	2,373,870	1	400,000	1,973,871
廃棄物減量再資源化等 推進整備基金	1,695,336	1,839,370	482,486	501,023	1,820,833
まちだ未来づくり基金	41,448	51,239	56,241	23,811	83,669
新設 （仮称）多摩都市 モノレール基金	—	—	250,000	—	250,000
合 計	15,461,407	20,434,162	789,205	4,810,520	16,412,847

※2016年度末現在高は、出納閉鎖時（2017年5月31日現在）の現在高です。

※2017年度末現在高見込額は、3月補正後時点の現在高です。

■基金の年度末現在高の推移（単位：百万円）

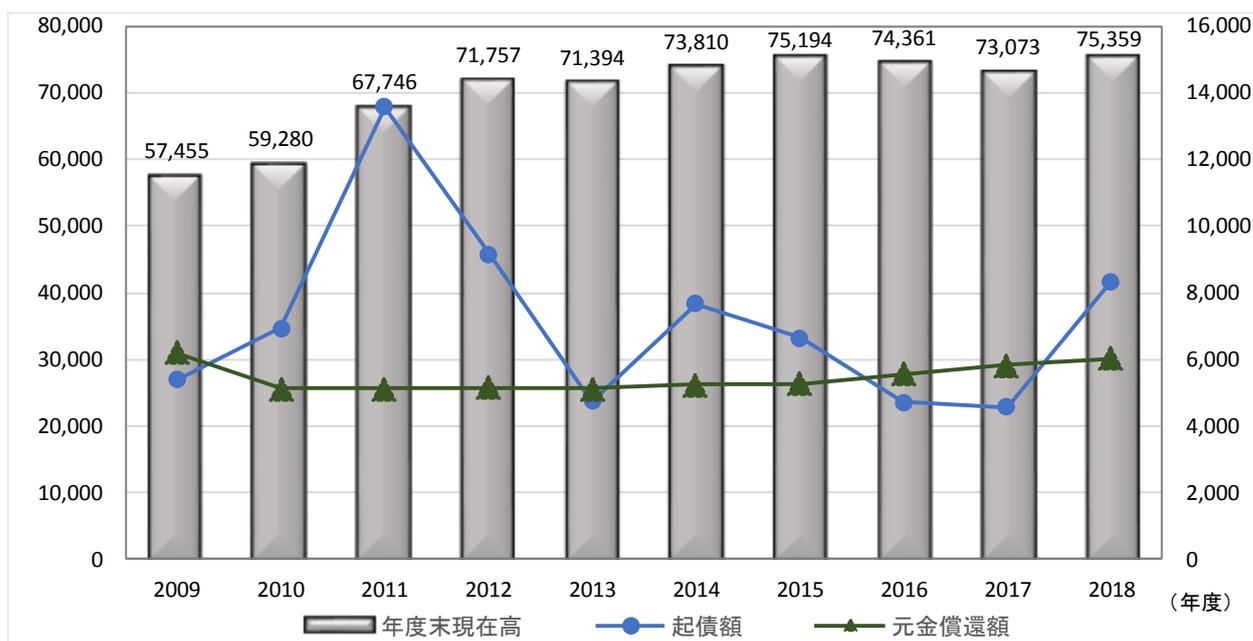


②市債の状況

一般会計の2018年度起債見込額は83億2,500万円となり、2018年度末の市債元金現在高見込額は753億5,865万円になります。

区 分	2016年度末 現在高	2017年度末 現在高見込額	2018年度中増減見込み		2018年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
一 般 会 計	千円 74,360,499	千円 73,073,156	千円 8,325,000	千円 6,039,506	千円 75,358,650
下 水 道 事 業 会 計	48,112,396	47,971,383	2,536,300	2,792,937	47,714,746
病 院 事 業 会 計	12,624,989	12,009,632	0	711,879	11,297,753
合 計	135,097,884	133,054,171	10,861,300	9,544,322	134,371,149

■市債（一般会計）の年度末現在高等の推移（単位：百万円）



3 2018年度予算の主な事業

(1) 町田市5ヵ年計画 17-21 における主な取り組み（重点事業）

将来を担う人が育つまちをつくる

待機児童解消対策事業

6億3,883万円

待機児童の多い3歳未満児を対象とする小規模保育事業所を一挙に10園整備するなどの取り組みにより、246人の保育サービス定員増を図ります。

放課後子ども教室「まちとも」推進事業

1億5,223万円

地域と学校の協働により、放課後の小学生が学習活動や体験活動などを行う放課後子ども教室「まちとも」の実施学校数を10校から18校に拡充します。

子どもクラブ整備事業

1億8,829万円

「子どもの『居場所』の配置に関する基本構想」に基づき、新たに小山中学校の学区内に設置する子どもクラブの建設工事を行います。

新規 えいごのまちだ事業

7,596万円

「町田ならではの英語教育」を強かに推進し、町田の未来を支える人材を育成すると同時に、「英語教育で選ばれるまちだ」を実現します。

教育の情報化推進事業

4億2,168万円

学校のICT環境の充実を図り、ICTを活用した効果的な授業を実施するため、機器の配備やシステムの構築を行います。

町田第一中学校改築事業

7億8,066万円

校庭に仮設校舎を建設し、現校舎からの引っ越しを行います。また、校庭の代替施設として後田グラウンドの整備を行い、使用を開始します。

鶴川第一小学校改築事業

4億6,327万円

老朽化の解消及び学習環境の向上のため、体育館棟の改築工事を実施します。



安心して生活できるまちをつくる

玉川学園コミュニティセンター整備事業

3億4,458万円

玉川学園コミュニティセンターの建替工事及び(仮称)玉川学園前駅デッキを整備します。

よりよい介護サービス利用のための環境づくり

2億9,124万円

介護人材の確保、育成、就労継続のため、介護人材開発事業に対する支援を行います。
また、高齢者福祉施設の整備に対する支援を行います。

がん予防対策推進事業

2億8,572万円

がんの予防・早期発見・早期治療を目的に、5種類のがん検診等を実施します。

住宅耐震化促進事業・緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業

4億2,424万円

住宅及び「緊急輸送道路」の沿道建築物の耐震化を促進するため、建築物の耐震化費用を助成します。

汚水管渠地震対策事業(下水道事業会計)

2億2,630万円

汚水管の耐震化、避難施設にマンホールトイレシステムを整備します。

雨水管渠整備事業(下水道事業会計)

5億4,400万円

浸水被害を軽減するため、雨水管を整備します。



賑わいのあるまちをつくる

シティプロモーション推進事業

1億3,611万円

市制60周年を迎える2018年からの3年間を「未来を見据えた3年」として、地域や市民の「やってみたい」を実現し、地域の活力を高めるとともに定住・来訪を促進します。

南町田駅周辺地区拠点整備事業

33億6,948万円

2019年秋のまちびらきを目指して、南町田駅周辺の土地区画整理事業を実施するとともに、自由通路の整備や鶴間公園の再整備を進めます。

東京2020オリンピック・パラリンピック等国際大会推進事業

3,492万円

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等国際大会を契機に、スポーツ・文化・経済・観光など、あらゆる分野の振興を進めます。

スポーツをする場の環境整備事業

1億2,254万円

市民誰もがスポーツに親しめる環境を創出するため、緑ヶ丘小学校跡地の北側に「緑ヶ丘グラウンド」を整備します。2018年11月の供用開始を予定しています。

高ヶ坂縄文時代遺跡公園整備事業

1億3,888万円

国指定史跡である高ヶ坂縄文時代遺跡のうち、八幡平遺跡・牟場遺跡の遺跡公園整備を行います。

ものづくり産業支援事業

969万円

市内の小規模事業者の見本市への出展や特許権等の取得に対する支援を拡充します。また、ものづくり事業者が操業環境を改善するために行う取り組みに対する支援を開始します。



暮らしやすいまちをつくる

多摩都市モノレール延伸促進事業

2億8,737万円

モノレール駅周辺の基盤整備等にかかる事業費支出に備えて、「(仮称)町田市多摩都市モノレール基金」を設置し、基金積立を行います。また、導入空間の確保に向け、都市計画道路の設計等を実施します。

小田急多摩線延伸促進事業

1,000万円

小田急多摩線の延伸事業実施に向けた必要な調査を相模原市と共同で実施します。

都市計画道路整備事業

3億1,675万円

円滑に移動できる道路網を実現するため、都市計画道路を整備します。

循環型施設整備事業

18億6,829万円

循環型社会の形成に向け、熱回収施設等の整備を進めます。

忠生630号線(第二期)新設事業

2,257万円

円滑な通行のため、都市計画道路と生活道路を結ぶ準幹線道路を整備します。

路線バス利用促進事業

2,376万円

将来的な路線バス化を目指して、小山田桜台・多摩南部地域病院間の検証運行を引き続き実施します。

地域コミュニティバス運行事業

3,049万円

現路線の運行経費補助と老朽化に伴うバス車両1台の買い替えを行います。また、新たな公共交通サービスの導入に向けて、相原地区の小型乗合交通による実証実験を引き続き実施します。

北部丘陵整備事業

1,088万円

「町田市北部丘陵活性化計画アクションプラン」の重点事業等を推進します。



(2) その他の取り組み(行政経営改革プラン、公共施設等維持保全事業など)

公共施設等維持保全事業

15億9,517万円

施設の安全性の確保と財政負担の平準化を図るため、計画的に施設の長寿命化工事を行います。

新規 中学校給食予約システム運営事業

1,599万円

中学校給食の注文予約を、インターネットから行えるシステムを導入し、利用者の利便性の向上を図ります。

新規 町田市立小中学校教員の負担軽減に向けた取り組み 1億4,452万円

教員の負担を軽減するための取り組みを実施し、教員が子どもたちに向き合う時間や授業の準備、教材研究等に費やす時間を確保します。



議案概要

議案名	第13号議案 町田市外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 地方自治法の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 包括外部監査の契約を締結する年度を毎会計年度とする規定を加えます。○ 2018年4月1日から施行します。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 地方自治法等の一部を改正する法律 <p>【改正により何が変わるか】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 地方自治法の改正に伴い、包括外部監査契約を締結する頻度を条例で定めることになりました。町田市においては、これまでも包括外部監査契約を毎会計年度締結しており、今回の条例改正による取扱いの変更はありません。			
問合せ先	政策経営部 経営改革室課長 高橋	電話	724-2503

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第14号議案 町田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例</p>		
<p>【議案提出の目的】</p>			
<p>固定資産評価審査委員会の運営を円滑に行うことを目的として、書記を3人を超えて置くことができるようにするため、所要の改正をするものです。</p>			
<p>【議案の内容】</p>			
<p>○ 書記の人数に関する規定を「3人」から「3人以上」に改めます。 ○ 2018年4月1日から施行します。</p>			
<p>【議案の法的根拠】</p>			
<p>○ 地方税法第436条</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>総務部 法制課長 浦田</p>	<p>電話</p>	<p>724-2506</p>

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第15号議案 町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例</p>		
<p>【議案提出の目的】 子どもの看護休暇の取得要件を緩和するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 予防接種若しくは健康診断を受けさせる場合の子どもの看護休暇について、対象を「小学校就学の始期に達するまでの子」と限定した要件を撤廃し、子が中学校就学の始期に達するまで取得可能となるよう改めます。 ○ 2018年4月1日から施行します。 <p>【改正により何が変わるか】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の育児と仕事の両立を実現できます。 			
<p>問合せ先</p>	<p>総務部 職員課長 老沼</p>	<p>電話</p>	<p>724-2761</p>

議案概要

議案名	第16号議案 町田市手数料条例の一部を改正する条例
------------	----------------------------------

【議案提出の目的】

土壤汚染対策法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をします。

【議案の内容】

- 土壤汚染対策法の改正に伴い、汚染土壌処理業に係る譲渡及び譲受、法人の合併若しくは分割又は相続の承認に係る手数料を加えます。（新設）

項目	金額（新設）
土壤汚染対策法第27条の2第1項の規定に基づく汚染土壌処理業に係る譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査手数料	120,000円
土壤汚染対策法第27条の3第1項の規定に基づく汚染土壌処理業に係る法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査手数料	120,000円
土壤汚染対策法第27条の4第1項の規定に基づく汚染土壌処理業に係る相続の承認の申請に対する審査手数料	120,000円

- 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条に基づく破砕業の事業範囲変更許可に対する申請手数料を変更します。（改定）

項目	改定前の金額	改定後の金額
使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第1項の規定に基づく破砕業事業範囲変更許可申請手数料	75,000円	67,000円

- 2018年4月1日から施行します。

【議案の法的根拠】

- 地方自治法第227条（手数料）・第228条（分担金等に関する規制及び罰則）
- 土壤汚染対策法の一部を改正する法律
- 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令

問合せ先	（条例の内容）財務部 財政課長 増山 （汚染土壌処理業関係）環境資源部 環境保全課長 金井 （破砕業許可関係）環境資源部 資源循環課長 窪倉	電話	724-2149 724-2711 797-9155
-------------	--	-----------	----------------------------------

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第17号議案 町田市障がい者施策推進協議会条例の一部を改正する条例</p>		
<p>【議案提出の目的】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者総合支援法を引用する部分の項番号を改めます。 ○ 2018年4月1日から施行します。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律 			
<p>問合せ先</p>	<p>地域福祉部 障がい福祉課長 櫻井</p>	<p>電話</p>	<p>724-2147</p>

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第18号議案 町田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例</p>		
<p>【議案提出の目的】 介護保険法及び厚生労働省令の改正に伴い、指定居宅介護支援事業所の指定等の権限が東京都から移譲されるため、制定するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2018年4月1日から区市町村による介護支援専門員の支援の充実を目的として、居宅介護支援事業者の指定等の権限が都道府県から区市町村に移行されます。このため、国基準に準じて、事業の人員及び運営等に関する基準を定めた条例を新たに制定するものです。 ○ 2018年4月1日から施行します。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律 ○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令 			
<p>問合せ先</p>	<p>いきいき生活部 いきいき総務課長 石坂</p>	<p>電話</p>	<p>724-3291</p>

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第19号議案 町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例</p>		
<p>【議案提出の目的】 介護保険法及び厚生労働省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護について <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーターに係る基準の緩和（夜間対応型訪問介護も同様の見直し） <ul style="list-style-type: none"> ① 利用者へのサービス提供に支障がない場合には、日中（8時から18時）についても、オペレーターと「同一敷地内の事業所（一部事業所を除く）の職員」の兼務を認めます。 ② オペレーターに係る訪問介護のサービス提供責任者の「3年以上」の経験について、「1年以上」に変更します。 ・介護・医療連携推進会議の頻度の緩和 他の宿泊を伴わないサービス（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護）に合わせて、「年4回」から「年2回」に変更します。 ○ 地域密着型通所介護について <ul style="list-style-type: none"> ・新たに「共生型地域密着型サービス」に関する規定を加えます。 ・指定療養通所介護の定員数を「9人以下」から「18人以下」に変更します。 ○ 認知症対応型共同生活介護について（地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護も同様の見直し） <ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束等の適正化に関する規定を加えます。 ○ 看護小規模多機能型居宅介護について <ul style="list-style-type: none"> ・新たに「サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所」に関する規定を加えます。 ○ 2018年4月1日から施行します。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 ○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令 			
<p>問合せ先</p>	<p>いきいき生活部 いきいき総務課長 石坂</p>	<p>電話</p>	<p>724-3291</p>

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第20号議案 町田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例</p>		
<p>【議案提出の目的】 介護保険法及び厚生労働省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護予防認知症対応型共同生活介護について、身体的拘束等の適正化に関する規定を加えます。 ○ 2018年4月1日から施行します。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 ○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令 			
<p>問合せ先</p>	<p>いきいき生活部 いきいき総務課長 石坂</p>	<p>電話</p>	<p>724-3291</p>

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第 2 1 号議案 町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例</p>		
<p>【議案提出の目的】 国民健康保険法及び地方税法の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2018 年度の国民健康保険制度の改正により、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、市町村は、賦課・徴収した国民健康保険税を国民健康保険事業費納付金として都道府県に納付することになります。そのための文言整理を行うものです。 ○ 2018 年 4 月 1 日から施行します。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律 ○ 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律 			
<p>問合せ先</p>	<p>いきいき生活部 保険年金課長 岡林</p>	<p>電話</p>	<p>724-4027</p>

議案概要

議案名	第22号議案 町田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
-----	-----------------------------------

【議案提出の目的】

高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 国民健康保険から引き続き住所地特例の適用を受けることとなった被保険者に関する規定を加えます。
- 2018年4月1日から施行します。

【経緯】

- 国民健康保険制度では、原則として現住所地において被保険者となりますが、被保険者が入院、入所等のため他の市町村に所在する病院、施設等に住所を変更した場合には、住所地特例により引き続き前住所地において被保険者となります。
- これまでは、国民健康保険の住所地特例の適用を受けている者が75歳に到達したこと等により後期高齢者医療の被保険者となった場合は、住所地特例が適用されなくなるため、現住所地において被保険者となっていました。
- 2018年4月1日施行の高齢者の医療の確保に関する法律の改正により、この場合においても、現住所地と前住所地の都道府県が異なるときは、引き続き前住所地において被保険者となることとなります。

【改正前】	入院		75歳到達
住所地	町田市	A県A市	A県A市
保険者	町田市国保	町田市国保 (住所地特例)	A県広域連合 (住所地特例なし)
↓			↓
【改正後】	町田市	A県A市	A県A市
住所地			
保険者	町田市国保	町田市国保 (住所地特例)	東京都広域連合 (住所地特例継続)

【議案の法的根拠】

- 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律

問合せ先	いきいき生活部 保険年金課 高齢者医療・国民年金担当課長 川島	電話	724-2144
------	------------------------------------	----	----------

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第23号議案 町田市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例</p>		
<p>【議案提出の目的】 介護保険法施行規則の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2016年度から、主任介護支援専門員の更新制が導入されたことに伴い、同年4月1日に介護保険法施行規則に定める主任介護支援専門員の定義が改正されました。本条例中に規定する主任介護支援専門員の定義は、介護保険法施行規則に規定された定義に準拠していることから、その内容に合わせて改正を行います。 ○ 公布の日から施行します。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険法施行規則の一部を改正する省令 			
<p>問合せ先</p>	<p>いきいき生活部 高齢者福祉課地域支援担当課長 高橋</p>	<p>電話</p>	<p>724-2140</p>

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第24号議案 町田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例</p>		
<p>【議案提出の目的】 厚生労働省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たって、障がい者を支援する指定特定相談支援事業者との連携に努める必要がある旨を明確にします。 ○ 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に際し、あらかじめ介護予防サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は、複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等について説明を行うことを義務付けます。 ○ 指定介護予防支援事業所の担当職員に対して、医療機関等との更なる連携強化を図るため、次のことを義務付けます。 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者やその家族に対して、利用者が入院した際、介護予防支援担当者の氏名や連絡先等の情報を入院医療機関の職員等に提供するよう協力を依頼すること。 ・利用者の服薬状況、口腔機能等について、利用者の同意を得て、主治医、薬剤師等に情報を提供すること。 ・介護予防訪問看護等の医療サービスの利用にあたって、主治医等の意見を求める場合、担当者が作成した介護予防サービス計画を主治医等に交付すること。 ○ 2018年4月1日から施行します。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令 			
<p>問合せ先</p>	<p>いきいき生活部 高齢者福祉課地域支援担当課長 高橋</p>	<p>電話</p>	<p>724-2140</p>

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第25号議案 町田市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例</p>		
<p>【議案提出の目的】 委員の定数を増やすため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 障がい児やひとり親家庭等の問題を幅広く検討するため、新たな委員を追加する必要が生じたことから、委員の定数を5人増やします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 15人以内 <li style="text-align: center;">↓ ・変更後 <u>20人</u>以内 <p>○ 2018年4月1日から施行します。</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>子ども生活部 子ども総務課長 田中</p>	<p>電話</p>	<p>724-2876</p>

議案概要

議案名	第26号議案 町田市青少年問題協議会条例を廃止する条例		
<p>【議案提出の目的】 町田市子ども・子育て会議にその所掌事務を引き継いだことにより、町田市青少年問題協議会の所期の目的を達成したため、本条例を廃止するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 条例を廃止します。○ 2018年4月1日から施行します。			
問合せ先	子ども生活部 子ども総務課長 田中	電話	724-2876

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第27号議案 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例</p>		
<p>【議案提出の目的】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）の改正に伴い、関連する規定を整理するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認定こども園法を引用する部分の項番号を改めます。 ○ 公布の日から施行します。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 			
<p>問合せ先</p>	<p>子ども生活部 保育・幼稚園課長 押切</p>	<p>電話</p>	<p>724-2138</p>

議案概要

議案名	第28号議案 町田市子ども発達センター条例の一部を改正する条例
-----	---------------------------------

【議案提出の目的】

支援の対象者の範囲を拡大するため及び施設の名称を改めるため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 支援の対象者を従来行ってきた乳幼児に加え、心身の発達において特別な配慮が必要な18歳未満の子どもまで拡大します。
- センターの名称を「町田市すみれ教室」から「町田市子ども発達センター」に変更します。
- 2018年4月1日から施行します。

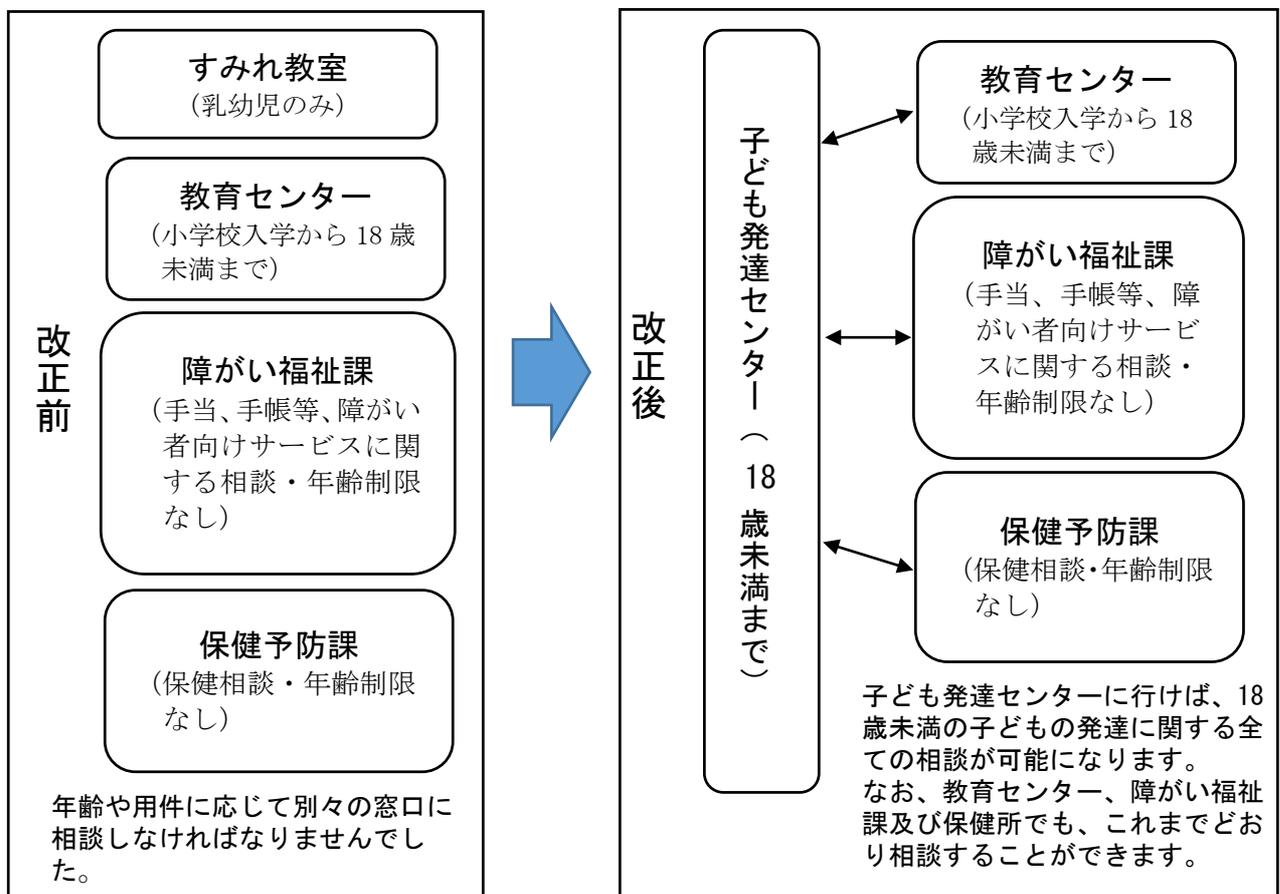
【議案の法的根拠】

- 児童福祉法第6条の2の2第6項及び第7項
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項

【改正により何がかわるか】

- 0歳から18歳未満までの子どもの発達に関する全ての相談を「子ども発達センター」で受けられるようになります。子ども発達センターが関係する相談窓口との連携の核になることで、切れ目のない相談対応が可能となります。

＜利用者から見た児童の発達や障がいに関する主な相談窓口＞



問合せ先	子ども生活部 すみれ教室所長 山之内	電話	726-6570
------	--------------------	----	----------

議案概要

議案名	第29号議案 町田市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 工場立地法の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 工場立地法を引用する部分の項番号を改めます。○ 公布の日から施行します。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律			
問合せ先	経済観光部 産業観光課長 井上	電話	724-2129

議案概要

議案名	第30号議案 町田市道における道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例
-----	--

【議案提出の目的】

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 別表の「道路の通称名（119-A）」と「道路の通称名（119-B）」の図について、英語表示を改めます。

	改正前	改正後
道路の通称名 (119-A)		
道路の通称名 (119-B)		

- 別表の標識名称及び標識番号を改めます。
- 公布の日から施行します。

【議案の法的根拠】

- 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令

問合せ先	道路部 道路管理課長 大貫	電話	724-4245
------	---------------	----	----------

議案概要

議案名	第31号議案 町田市多摩都市モノレール基金条例		
<p>【議案提出の目的】 多摩都市モノレール線を町田市方面に延伸するために必要な資金を積み立てることを目的として、町田市多摩都市モノレール基金を設置するため、制定するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 「町田市多摩都市モノレール基金」の積立額、管理、運用益金の処理、繰替運用、処分及び委任について定めます。○ 2018年4月1日から施行します。			
問合せ先	都市づくり部 交通事業推進課長 岩岡	電話	724-4260

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第32号議案 町田市営住宅条例の一部を改正する条例</p>		
<p>【議案提出の目的】 公営住宅法の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症患者等で収入に関する報告等が困難な事情にあると認められる者の市営住宅の使用料の決定に係る収入申告義務を緩和するため、認知症患者等で収入に関する報告等が困難な事情にあると認められる場合に、市が官公署の書類の閲覧等により把握した収入状況により、使用料を近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができるための規定を加えます。 ○ 2018年4月1日から施行します。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 			
<p>問合せ先</p>	<p>都市づくり部 住宅課長 窪田</p>	<p>電話</p>	<p>724-4269</p>

議案概要

議案名	第33号議案 町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
-----	--

【議案提出の目的】

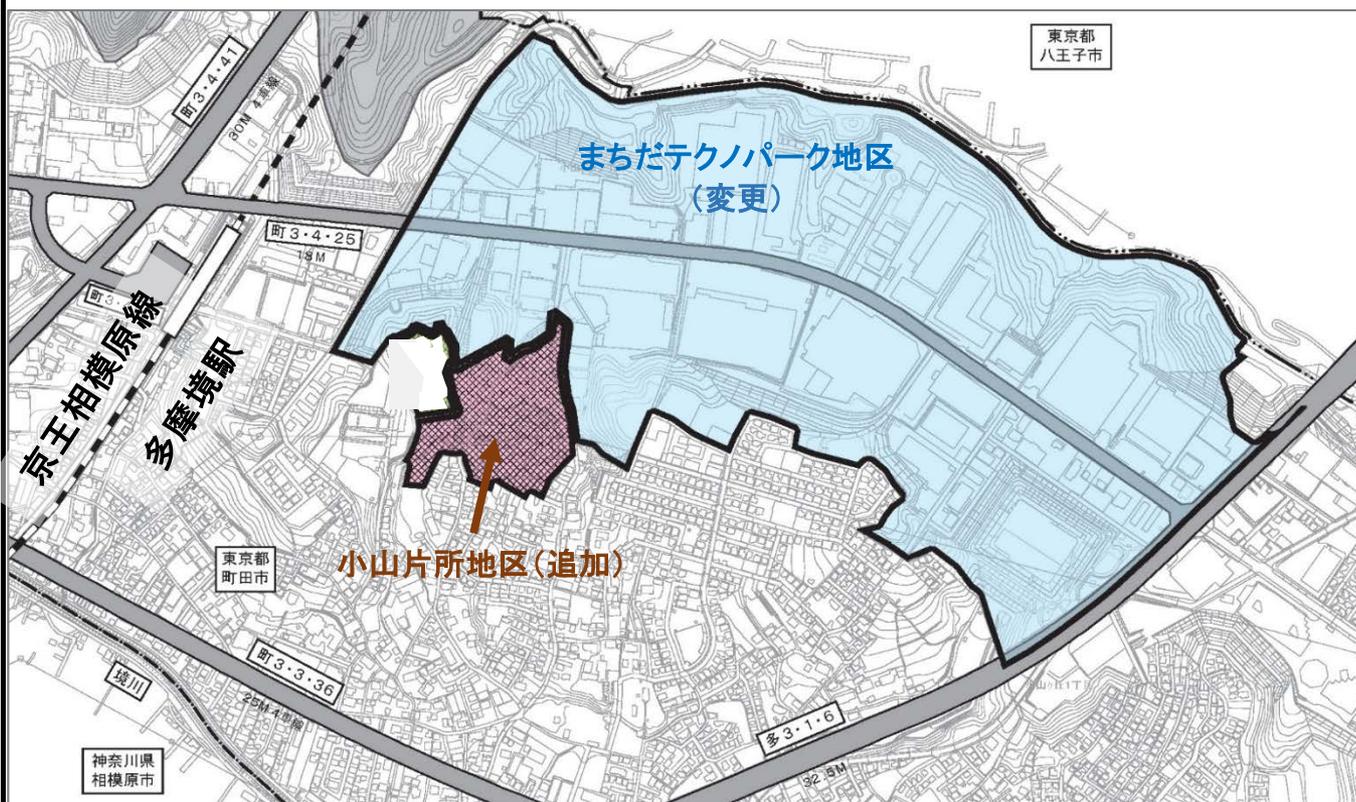
「町田都市計画まちだテクノパーク地区地区計画」の都市計画変更及び「町田都市計画小山片所地区地区計画」の都市計画決定に伴い、関連する規定を整備するため、所要の改正をします。

【議案の内容】

- 都市計画変更に伴う改正
 - ・2017年12月26日町田市告示第400号にて都市計画変更された「町田都市計画まちだテクノパーク地区地区計画」において定められた適用区域を改めます。
- 都市計画決定に伴う改正
 - ・2017年12月26日町田市告示第399号にて都市計画決定された「町田都市計画小山片所地区地区計画」において定められた事項を加えます。
- 2018年4月1日から施行します。

【議案の法的根拠】

- 都市計画法第12条の4（地区計画等）
- 建築基準法第68条の2（市町村の条例に基づく制限）



問合せ先	都市づくり部 建築審査担当課長 原田	電話	724-4413
------	--------------------	----	----------

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第34号議案 町田市立公園条例の一部を改正する条例</p>		
<p>【議案提出の目的】 都市公園法施行令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をします。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 町田市立公園条例に、運動施設の敷地面積の制限として、「都市公園法施行令第8条第1項に規定する運動施設の敷地面積に係る条例で定める割合は、100分の50とする。」との規定を加えます。 ○ 公布の日から施行します。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2017年6月15日施行の都市公園法施行令の一部改正に伴い、100分の50と定められていた都市公園における運動施設の敷地面積の上限を、100分の50を参酌して条例に定めることとなりました。 <p>【改正により何が変わるか】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ これまで都市公園法施行令に定めていた内容と同じ内容を条例に定めたため、この条例改正による取扱いの変更はありません。 			
<p>問合せ先</p>	<p>都市づくり部 公園緑地課長 杉山</p>	<p>電話</p>	<p>724-4397</p>

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第35号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約</p>		
<p>【議案提出の目的】 2018年度及び2019年度の後期高齢者医療保険料の軽減に係る経費を各区市町村の一般財源から負担金として支弁するため、規約変更をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 後期高齢者医療制度の医療給付に係る財源は、後期高齢者の保険料が1割、現役世代からの支援が4割、公費が5割の構成割合となっています。東京都後期高齢者医療広域連合では、制度発足以来、高齢者に過重な保険料負担をかけないため、各区市町村の負担による独自の保険料軽減対策を実施してきました。 ○ 2年毎の保険料改定期において都内62区市町村との協議のもと、2018年度及び2019年度においても引き続き独自の保険料軽減対策を実施します。このため、2年間の時限措置として、各区市町村が負担金を支弁することから、広域連合規約の変更を行います。 ○ 保険料軽減対策を実施することで、2018年度及び2019年度の保険料は均等割額が43,300円、所得割率が8.80%となります。実施しない場合は、均等割額が45,900円、所得割率が9.51%となります。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法第291条の3及び第291条の11 			
<p>問合せ先</p>	<p>いきいき生活部 保険年金課 高齢者医療・国民年金担当課長 川島</p>	<p>電話</p>	<p>724-2144</p>

議案概要

議案名	第 3 7 号議案 普通財産の貸付について			
【議案提出の目的】				
株式会社町田新産業創造センターに対して、普通財産である土地を無償にて、また、家屋の創業支援事業に係る部分については減免して貸し付けるものです。				
【議案の内容】				
○ 貸付相手方 町田市中町一丁目 4 番 2 号 株式会社町田新産業創造センター 代表取締役 山田 則人				
○ 貸付期間 5 年間 (2018 年度～2022 年度)				
○ 貸し付ける普通財産				
(1) 土地				
・所在地及び面積：東京都町田市中町一丁目 422 番 1 1,929.51 m ² のうち 1,191.51 m ²				
東京都町田市中町一丁目 423 番 1 56.93 m ²				
東京都町田市中町一丁目 423 番 2 118.87 m ²				
合計 1,367.31 m ²				
・貸付価格：無償				
(2) 家屋				
・所在地：東京都町田市中町一丁目 422 番 1				
・構造：重量鉄骨造 地上 3 階建				
・面積：680.04 m ² (建築面積)、1,938.57 m ² (延床面積)				
・貸付価格：832,000 円 (年額)				
・減免対象：創業支援に係る機能の部分 (減免金額：6,826,450 円)				
○ 無償又は減免にて貸し付ける理由				
貸し付ける土地及び家屋は、創業支援施設「町田新産業創造センター」(以下「センター」とする。)の事業拠点として利用されます。センターは、町田市が 90%出資して設立した株式会社町田新産業創造センターが運営し、その事業内容は創業支援を中心として、市内産業振興に資する公益的な性質が強いものです。そのため、市から事業実施に必要な土地を無償にて、また、家屋を減免し貸し付けます。				
○ 町田新産業創造センター 建物貸付料				
	2017 年度まで (リース物件)		2018 年度 (普通財産)	
減免対象床面積	1,662.40 m ²		1,727.90 m ²	
貸付対象床面積	276.17 m ²		210.67 m ²	
貸付対象施設 (内訳)	運営事務室	49.69 m ²	運営事務室	49.69 m ²
	応接室	17.35 m ²	応接室	17.35 m ²
	カフェスペース	209.13 m ²	イベントスペース	143.63 m ²
貸付価格	740,000 円		832,000 円	
・市が家屋を無償で譲り受けることに伴い、貸付価格については、リース料から固定資産税・都市計画税相当額を基準として算出した額に変更しています。				
・2017 年度まではカフェスペースを貸付対象としていましたが、2018 年度からは第二創業者の支援スペースとみなして対象外とするほか、外部に広く貸し出しているイベントスペースについては貸付対象とします。				
【議案の法的根拠】				
○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号 (財産の貸付)				
問合せ先	経済観光部 産業観光課長 井上		電話	724-2129

議案概要

議案名	第38号議案 町田市公共下水道事業に関する業務委託契約		
【議案提出の目的】			
公共下水道事業計画区域内における污水管及び雨水管の整備事業の一部について、業務委託契約を締結するものです。			
【議案の内容】			
○ 市街化区域の污水管整備及び老朽化した污水管長寿命化対策に伴う布設替え工事のほか、浸水被害を軽減させるため、雨水管整備の促進を図る事業の一部を公益財団法人東京都都市づくり公社へ委託するものです。			
○ 業務委託概要			
<污水管渠整備事業>			
工事件名等	内 容	金 額	
小川処理分区ほか管渠布設替え工事	管径 200mm～300 mm 約 664m	120,000 千円	
汚水枝線工事（道路関連工事）	道路管理者指示による移設工事など	92,000 千円	
試験掘・土質調査	将来工事の事前調査	6,000 千円	
支障処理	他企業管の移設補償	11,000 千円	
<雨水管渠整備事業>			
工事件名等	内 容	金 額	
本町田東1号雨水幹線工事	ボックスカルバート 1,500 mm× 3,000 mm 約 67m	150,000 千円	
鶴間1号雨水枝線工事	ボックスカルバート 1,000 mm× 1,600 mm 約 174m	190,000 千円	
支障処理	他企業管の移設補償	26,000 千円	
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結）			
○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議案に付すべき契約）			
【契約の概要】			
○ 契約の目的	公共下水道事業計画区域内における、污水管及び雨水管の整備事業の一部の業務委託		
○ 契約方法	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約		
○ 契約金額	595,000,000 円		
○ 契約の相手方	東京都八王子市子安町四丁目7番1号 公益財団法人 東京都都市づくり公社 理事長 大原 正行		
○ 契約の期間	契約確定の日から2019年3月31日まで		
問合せ先	下水道部 下水道整備課長 野田	電話	724-4296

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第39号議案 町田市公共下水道根幹的施設（鶴見川クリーンセンター）の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定</p>		
<p>【議案提出の目的】 鶴見川クリーンセンター水処理設備更新工事の工事完了による協定金額の精算に伴い、協定を変更するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 鶴見川クリーンセンター水処理設備更新工事が完了することで、協定金額の精算を行うため、2016年4月に締結した「町田市公共下水道根幹的施設（鶴見川クリーンセンター）の建設工事委託に関する協定」の一部を変更する協定を締結するものです。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議案に付すべき契約）</p> <p>【契約の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 協定件名 町田市公共下水道根幹的施設（鶴見川クリーンセンター）の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定 ○ 協定金額の変更 変更前の金額 404,000,000円 変更後の金額 228,900,000円 ○ 協定締結先 東京都文京区湯島二丁目31番27号 地方共同法人 日本下水道事業団 理事長 辻原 俊博 			
<p>問合せ先</p>	<p>下水道部 水再生センター所長 西川</p>	<p>電話</p>	<p>720-1825</p>

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第40号議案 平成27年度町田市公共下水道根幹的施設（成瀬クリーンセンター）の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定</p>		
<p>【議案提出の目的】 成瀬クリーンセンター管理棟耐震補強工事、自家発電設備更新工事の工事完了による協定金額の精算に伴い、協定を変更するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 成瀬クリーンセンター管理棟耐震補強工事と自家発電設備更新工事が完了することで、協定金額の精算を行うため、2015年4月に締結した「平成27年度町田市公共下水道根幹的施設（成瀬クリーンセンター）の建設工事委託に関する基本協定」の一部を変更する協定を締結するものです。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議案に付すべき契約）</p> <p>【契約の概要】 ○ 協定件名 平成27年度町田市公共下水道根幹的施設（成瀬クリーンセンター）の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定 ○ 協定金額の変更 変更前の金額 1,206,800,000円 変更後の金額 985,890,000円 ○ 協定締結先 東京都文京区湯島二丁目31番27号 地方共同法人 日本下水道事業団 理事長 辻原 俊博</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>下水道部 水再生センター所長 西川</p>	<p>電話</p>	<p>720-1825</p>

<p>議案名</p>	<p>第 4 1 号議案 町田市公共下水道根幹的施設（成瀬クリーンセンター）の建設工事委託に関する協定</p>		
<p>【議案提出の目的】 成瀬クリーンセンターは、1977 年 10 月に供用開始して以来 40 年が経過し、老朽化した設備を計画的に更新しています。2018 年度から 2019 年度にかけて、中央監視設備及び計装設備を更新するために、建設工事委託に関する協定を締結するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 成瀬クリーンセンターの中央監視設備及び計装設備の更新を 2 年間の協定期間において地方共同法人日本下水道事業団に委託するものです。 ○ 設備の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中央監視設備：ポンプ、送風機等水処理設備の稼働状況を一元的に監視・運転 ・ 計装設備：ポンプ、送風機等の運転に必要な水量・空気量・水質等の基本データを計測 ○ 工事内容 成瀬クリーンセンターの管理棟中央操作室にある監視装置及びコントローラー、放流水用の窒素・りん計及びUV計を更新するものです。 <div data-bbox="464 882 1126 1249" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">成瀬クリーンセンター管理棟中央操作室</p> <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議案に付すべき契約） <p>【契約の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 協定目的：中央監視設備、計装設備の更新 ○ 協定金額：731,100,000 円 ○ 協定締結先：東京都文京区湯島二丁目 31 番 27 号 地方共同法人 日本下水道事業団 理事長 辻原 俊博 ○ 協定期間：協定確定の日から 2020 年 3 月 31 日まで 			
<p>問合せ先</p>	<p>下水道部 水再生センター所長 西川</p>	<p>電話</p>	<p>720-1825</p>

議案概要

議案名	第42号議案 町区域の変更について
-----	-------------------

【議案提出の目的】

本町田及び南大谷の各一部について、町区域及び字区域を変更するものです。

【議案の内容】

○ 主な変更の箇所

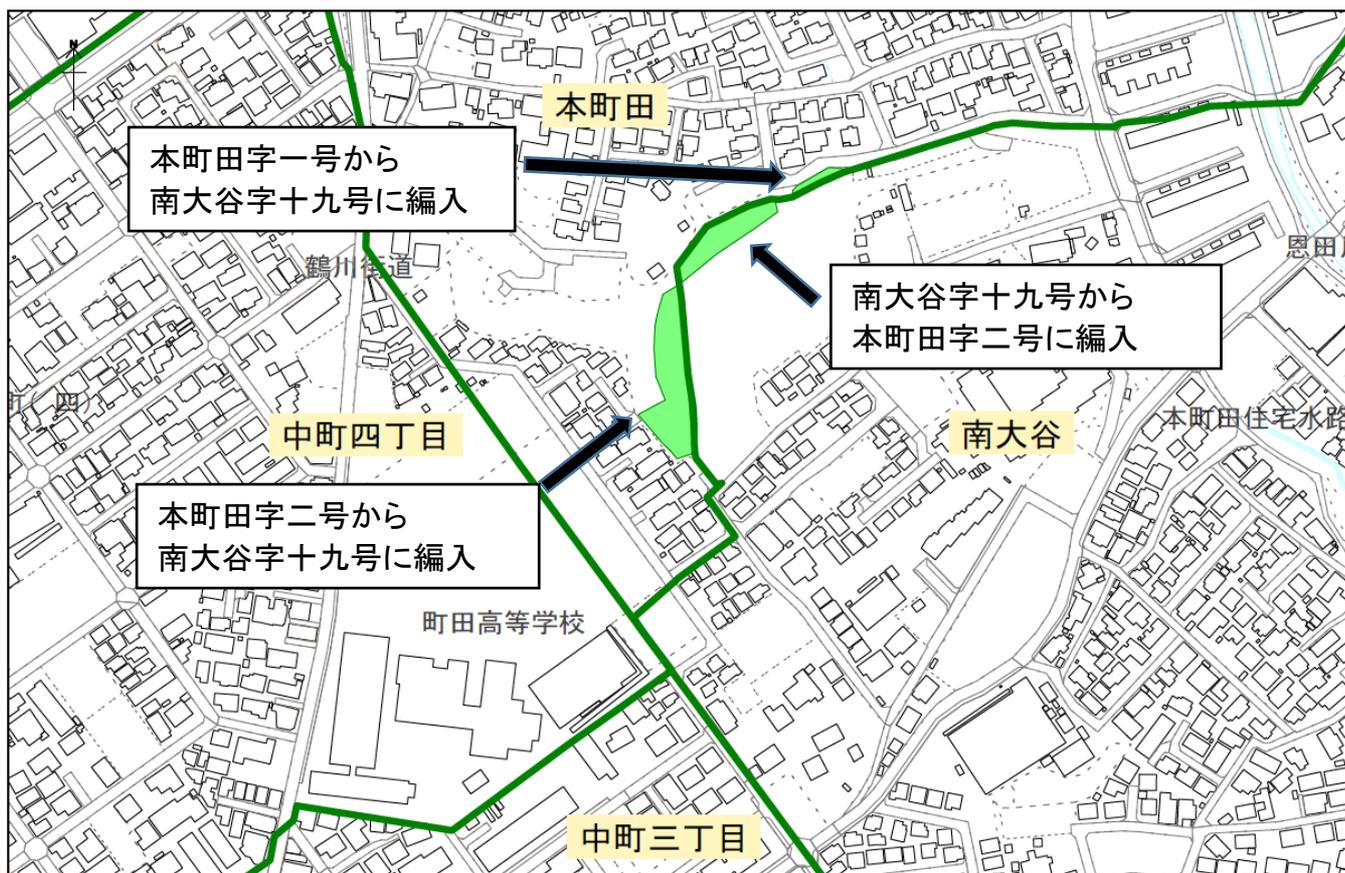
現在	変更後	内容
本町田字一号及び本町田字二号の一部	南大谷字十九号の一部	町区域及び字区域の変更
南大谷字十九号の一部	本町田字二号の一部	町区域及び字区域の変更

○ 2018年4月1日から施行します。

【議案の法的根拠】

○ 地方自治法第260条第1項（市町村区域内の町又は字の区域）

——— の線：現在の町区域



問合せ先	都市づくり部 土地利用調整課 荻野	電話	724-4254
------	-------------------	----	----------

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第 4 3 号議案 市道路線の認定について</p>		
<p>【議案提出の目的】 開発行為により築造された道路及び土地区画整理事業の区域内に築造予定の道路を市道として認定するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 町田 912 号線その他の合計 12 路線 総延長 1,109mを市道として認定します。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 道路法第 8 条第 1 項及び第 2 項(市道路線の認定)</p>			
<p>議案名</p>	<p>第 4 4 号議案 市道路線の廃止について</p>		
<p>【議案提出の目的】 道路として機能のない路線及び土地区画整理事業区域内に存する路線を廃止するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 堺 277 号線その他の合計 8 路線 総延長 898mの市道を廃止します。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 道路法第 10 条第 1 項及び第 3 項(市道路線の廃止)</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>道路部 道路管理課 許認可・用地管理担当課長 水野</p>	<p>電話</p>	<p>724-1154</p>

議案概要

議案名	第 4 5号議案 包括外部監査契約の締結について																																											
<p>【議案提出の目的】 2018年度の包括外部監査契約を締結するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 町田市では、2007年4月から市政運営のチェック機能を強化し、市政の透明性の向上を図るため、包括外部監査制度を導入しています。市の組織に属さない公認会計士等の外部の専門家が、市長との契約に基づき、町田市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理のうち必要と認める特定のテーマを選定し、監査を行うために契約をするものです。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第252条の36第1項</p> <p>【契約の概要】 ○ 契約目的 : 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 ○ 契約金額 : 12,000,000円を上限とする額 ○ 契約の相手方 : 住所 東京都町田市森野三丁目7番1号志なのハイツ B6 氏名 辰巳 英城 資格 公認会計士 ○ 契約期間 : 2018年4月1日から2019年3月31日まで</p> <p>【過去の実績】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">包括外部監査人</th> <th style="text-align: center;">テーマ</th> <th style="text-align: center;">契約金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2017年度</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">辰巳 英城</td> <td style="text-align: center;">防災に関する財務事務の執行について</td> <td style="text-align: center;">12,000,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2016年度</td> <td style="text-align: center;">町田市の子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について</td> <td style="text-align: center;">12,000,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2015年度</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">宮本 和之</td> <td style="text-align: center;">町田市の小学校・中学校等に関する財務事務等の執行について</td> <td style="text-align: center;">12,000,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2014年度</td> <td style="text-align: center;">委託に関する事務の執行について</td> <td style="text-align: center;">12,000,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2013年度</td> <td style="text-align: center;">債権の管理等に関する事務の執行について</td> <td style="text-align: center;">12,000,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2012年度</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">伊東 敏</td> <td style="text-align: center;">介護保険等に関する事務の執行について</td> <td style="text-align: center;">13,500,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2011年度</td> <td style="text-align: center;">ごみ処理に関する事務の執行について</td> <td style="text-align: center;">13,500,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2010年度</td> <td style="text-align: center;">施設の管理運営について-行政コストの実態と受益者負担のあり方-</td> <td style="text-align: center;">15,000,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2009年度</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">野辺地 勉</td> <td style="text-align: center;">下水道事業等について</td> <td style="text-align: center;">17,000,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2008年度</td> <td style="text-align: center;">補助金等について</td> <td style="text-align: center;">17,000,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2007年度</td> <td style="text-align: center;">土地の取得、処分及び管理等について</td> <td style="text-align: center;">17,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>				年度	包括外部監査人	テーマ	契約金額	2017年度	辰巳 英城	防災に関する財務事務の執行について	12,000,000円	2016年度	町田市の子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について	12,000,000円	2015年度	宮本 和之	町田市の小学校・中学校等に関する財務事務等の執行について	12,000,000円	2014年度	委託に関する事務の執行について	12,000,000円	2013年度	債権の管理等に関する事務の執行について	12,000,000円	2012年度	伊東 敏	介護保険等に関する事務の執行について	13,500,000円	2011年度	ごみ処理に関する事務の執行について	13,500,000円	2010年度	施設の管理運営について-行政コストの実態と受益者負担のあり方-	15,000,000円	2009年度	野辺地 勉	下水道事業等について	17,000,000円	2008年度	補助金等について	17,000,000円	2007年度	土地の取得、処分及び管理等について	17,000,000円
年度	包括外部監査人	テーマ	契約金額																																									
2017年度	辰巳 英城	防災に関する財務事務の執行について	12,000,000円																																									
2016年度		町田市の子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について	12,000,000円																																									
2015年度	宮本 和之	町田市の小学校・中学校等に関する財務事務等の執行について	12,000,000円																																									
2014年度		委託に関する事務の執行について	12,000,000円																																									
2013年度		債権の管理等に関する事務の執行について	12,000,000円																																									
2012年度	伊東 敏	介護保険等に関する事務の執行について	13,500,000円																																									
2011年度		ごみ処理に関する事務の執行について	13,500,000円																																									
2010年度		施設の管理運営について-行政コストの実態と受益者負担のあり方-	15,000,000円																																									
2009年度	野辺地 勉	下水道事業等について	17,000,000円																																									
2008年度		補助金等について	17,000,000円																																									
2007年度		土地の取得、処分及び管理等について	17,000,000円																																									
問合せ先	政策経営部 経営改革室課長 高橋	電話	724-2503																																									

議案概要

議案名	第46号議案 町田市表彰条例に基づく一般表彰の同意方について
-----	--------------------------------

【議案提出の目的】

2018年度一般表彰の対象者について、議会の同意を求めるものです。

【議案の内容】

- 市民又は町田市に関係ある個人若しくは団体で、市政の振興、公共の福祉の増進、文化の向上などに多年にわたり尽力し、またはこれらに関する公務に協力し、その業績が顕著な方々を表彰するものです。
- 今回の一般表彰の該当者は、個人80名、団体8組、合計88件です。

<該当者内訳>

	個人 (連名含む)	団体	計
納税意識の高揚及び納税事務の円滑化に尽力	3		3
環境政策の推進に尽力	1		1
保健衛生の向上に尽力	2		2
市立学校の児童生徒の健康管理及び保健指導に尽力	5		5
民生委員・児童委員兼社会福祉委員として地域福祉活動に尽力	8		8
消防団員として災害防止活動に尽力	24		24
自主防災組織として地域の防災活動に尽力		4	4
地域自治の振興に尽力	3		3
幼稚園教育の振興に尽力	1		1
社会教育の振興に尽力	10		10
体育の振興に尽力	5	3	8
文化財の保護に尽力	1		1
文化芸術の振興に尽力	1		1
保護司として住民の福祉向上に尽力	4		4
明るい選挙推進委員として選挙の啓発活動に尽力	7		7
学校教育における合唱活動の振興に寄与		1	1
市の公益のために寄附	5		5
計	80	8	88

【議案の法的根拠】

- 町田市表彰条例第3条

問合せ先	政策経営部 秘書課長 水越	電話	724-2100
------	---------------	----	----------

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第47号議案 町田市名誉市民条例に基づく名誉市民の同意方について</p>		
<p>【議案提出の目的】 名誉市民の推挙について、議会の同意を求めるものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 市民又は市に縁故の深い者で、広く社会文化の興隆に貢献し、その功績が顕著で市民の尊敬を受けるものに対して、その功績と栄誉をたたえてこれを顕彰し、町田市名誉市民の称号を贈るものです。</p> <p>○ 次の方を町田市名誉市民に推挙します。</p> <p>氏 名 荒谷 俊治（あらたに しゅんじ） 職 業 指揮者 年 齢 87 歳</p> <p>【議案の法的根拠】</p> <p>○ 町田市名誉市民条例第3条</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>政策経営部 秘書課長 水越</p>	<p>電話</p>	<p>724-2100</p>

議案概要

議案名	第48号議案 緑ヶ丘グラウンドの指定管理者の指定について								
<p>【議案提出の目的】 緑ヶ丘グラウンドの指定管理者を指定するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 指定管理者候補者 共同事業体の名称 スポーツ緑ヶ丘 代表 株式会社ギオン 代表取締役 祇園 義久 所在地 神奈川県相模原市中央区南橋本一丁目5番1号</p> <p>○ 指定管理者が行う主な業務 ・施設の維持管理に関する業務 ・施設の運営に関する業務</p> <p>○ 指定管理期間 2018年11月1日から2023年3月31日まで（4年5か月間）</p> <p>○ 施設概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 40%;">所在地</th> <th style="width: 30%;">敷地面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緑ヶ丘グラウンド</td> <td>町田市本町田2,380番地6</td> <td>6,936.22 m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>・敷地全体面積 6,936.22 m² ・グラウンド概要 [面積] 3,500 m²(50m×70m) [設備等]ダスト舗装、散水設備 ・建物概要 [建築面積/延べ面積] 76.23 m²/69.56 m² [設備等]倉庫、男子トイレ・女子トイレ・みんなのトイレ、足洗い場 [構造等]軽量鉄骨造、平屋 ・駐車場 無料駐車場 20台 ・その他 クラブハウスや事務所等の機能はありません。</p> <p>【議案の法的根拠】</p> <p>○ 地方自治法第244条の2第6項（指定管理者の指定） ○ 町田市体育施設条例第6条第3項（指定管理者の指定）</p>				名称	所在地	敷地面積	緑ヶ丘グラウンド	町田市本町田2,380番地6	6,936.22 m ²
名称	所在地	敷地面積							
緑ヶ丘グラウンド	町田市本町田2,380番地6	6,936.22 m ²							
問合せ先	文化スポーツ振興部	スポーツ振興課長 石田	電話 724-4036						

議案概要

議案名	第49号議案 指定管理者の指定期間の変更について		
<p>【議案提出の目的】 鶴間公園再整備に伴い、鶴間公園の指定管理者の指定期間を変更するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 指定の期間を「2014年4月1日から2019年3月31日まで」（5年間）から「2014年4月1日から2018年3月31日まで」（4年間）に変更します。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第244条の2第6項（指定管理者の指定） ○ 町田市立公園条例第11条第3項（指定管理者の指定）</p>			
問合せ先	都市づくり部 公園緑地課長 杉山	電話	724-4397



この冊子は、350部作成し、1部あたりの単価は432円です（職員人件費を含みます）。